

令和6年12月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和6年12月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年12月10日 午前9時宣告

開 議 令和6年12月10日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 なし

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司		
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者兼会計課長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産 業 振 興 課 長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
住 民 課 長	真辺 美紀	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤本 雅徳

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和6年12月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和6年12月10日 午前9時開議

日程第1

一般質問

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

6番、宮崎知恵子さんの発言を許します。

6番（宮崎知恵子君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、6番議員の宮崎知恵子でございます。

議長のお許しをいただきまして、3つの質問をさせていただきます。

1つ目が、子供たちの参加型教育についてお伺いをいたします。

先日、佐川中学校研究発表会、社会科の授業で、裁判員制度の勉強に参加させていただきました。

この授業は、通常の座学のスタイルではなく、自分も裁判員になってなりきって、自分だったらどのように考えるのかということを学ばせる授業が行われておりました。

私自身、この授業に参加してみて、とてもわかりやすく、わかりやすかったことと、子供たちが非常に興味を持って参加できていたことが、とても印象的でした。

裁判員制度以外にも、社会科目の勉強について、体験的に学ぶ機会を設けてあげることによって、生徒たちのモチベーションも高まるのではないのでしょうか。

そこで、質問をさせていただきます。

裁判員制度の教育に続いて、子供たちがみずから考えて答えを導き出す教育を、他に何か考えておいででしょうか。質問をいたします。

教育長（濱田陽治君）

宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

議員のご指摘の授業は、11月6日の佐川中学校における町指定の研究発表会における社会科の授業であると思います。

この授業は社会科の公民の分野で対立と合意、効率と構成、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目をして、民主政治の推進と公正な世論の形成や、選挙など国民の政治参加との関連について、多面的多角的に考察構想し、表現できるようになることを目標に、裁判員裁判をシミュレーションするという事業で、生徒たちは熱心に取り組み、授業後の生徒たちから裁判員になる可能性

のある中で、他人ごとではないと思ったと。もし裁判員になったら、個人の権利を守れているかや、事実や法律によって公正な判断ができるかということを考えていきたいなどと、しっかりした振り返りが出されております。

さて佐川町では、第三期教育振興基本計画による、豊かな人づくりによって文教のまちを継承しようとする教育が進められております。

この基本計画の目標の3に、ふるさとに愛着と誇りを持ち社会に貢献できる人づくりとし、実現するための方針を主体的対話的で深い学びの実現としてあります。

これは先行き不透明で、見通しのつきにくいこれからの時代を生き抜き、ふるさと佐川はもとより、日本の社会を支えていく人材を育てるために、知識を与えられ、強いて努める勉強から、みずから課題意識を持ち、他との対話の中からみずからの考えを深める学びに転換する必要があるということを示しております。

先ほどの中学校の発表も、これが眼目であり、いかに生徒たちがみずから学びに向かっているかが研究の成否を分けるどころと考えておりました。これにつきまして議員から一定のご評価をいただきましたことは誠にありがたいことです。

佐川町では先ほどの振興基本計画の趣旨を実現するため、ふるさと教育佐川未来学構想の中で、ふるさとを愛し、誇りを持ち、ふるさとに貢献しようとする子供たちを育成する、ふるさと力を育む教育と、人として生きる上で必要である人間力を育む教育と、これからの時代に生き、みずからの力で人生を切り開いていく未来創造力を育む教育の3つの教育について取り組んでおります。

ふるさと学習の取り組みの様子を見ますと、小学生が「サカワーク」を手に野山や地域に出かけ、地域の皆様に関わっていただきながら、佐川のことを学び、中学生はどうしたら佐川を住みやすい町にできるかということを真剣に議論しております。

いずれもみずから課題意識を持ち、対話の中で思考を深め、学習成果に到達するというプロセスを実現しております。

このような令和3年からの3年間の取り組みの結果、郷土を愛し、貢献しようとする児童生徒はほぼ9割となり、佐川町に住み続けたいと思う小学生は、平成30年の14.9%から令和6年には42.5%まで増加をしております。以上でございます。

6番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

私も学ばせていただきましてもう1回中学校に戻りたいというぐらい感動

いたしました。

またこうした参加型の社会科目の授業をとおして、裁判員制度以外にも、社会問題や政治の関心も、高めていくことができるように、私は考えております。ゆくゆく、選挙の重要性や投票意識の向上につながっていくのではないのでしょうか。

昨日は下川議員のほうから、選管への強い要望がありましたけれども、私から教育の面から再度質問をさせていただきます。教育を通して、政治への関心を高め、投票意識を高める具体的な努力は、何か進めていけるのではないかと考えておりますが、私は政治の問題を扱う授業も参加型で行うことによって、投票意識の向上にもつなげていくことができると思いますので、ぜひご検討をいただきたいと思いますが、再度答弁をお願いできますでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

お答えをいたします。

今後ですね、小学校高学年から中学校にかけて、社会科の公民の分野で地方自治の意義や目指すところ、それから仕組みと、こういったことの指導を一層充実させてまいりますと同時に、教材の「サカワーク」と「サカワークデジタル」を、今非常に話題になっております地域ぐるみの防災教育、北見市との関わりの中で開拓者精神と、それとウクライナ、パレスチナ等々いろいろ問題になっておりますので、平和について考えるなどについて、充実させる方向で改訂するなど、ふるさと教育を小中学校で一層充実し、さらに佐川高校へ進学した子供さんが、地域学習さくら咲くプロジェクトで、主体的に関わりの中で学んでいきますと、みずからの住むまちを愛し、みずからも住みやすいまちにするために、主体的に地方自治に参加しようとする、そもそも佐川町に受け継がれてきた気風が盛んになり、こういった志を持った人材が育つものと考えております。

その結果のあらわれとして若年層の投票率が向上していくのではないかと考えております。以上です。

6番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

佐川は文教のまちでございまして、教育長をはじめ、行政の方々のご支援によって、本当にちょっとずつですけれども、ものすごい変化があっているように私は感じますので、改めまして引き続き、よろしく願いをしたいと思ます。よろしくお願ひします。

2つ目の質問でございます。高知県が推進する同窓会への補助金についてお伺いをいたします。

佐川町として、人口減少や若者の都心部への流出などが頭を悩ませる喫緊の課題となっております。この人口減少に直面する自治体は、佐川町だけではなく、今や日本中の自治体が抱える問題となっております、どのようにしたらよいか難しい時代に入っております。

国政のレベルで、現在、現役世代の負担を軽くし、経済的にも成長を実現できるようなになれば、子育てのしやすい環境なども自然に、整っていく面もあるかと思いますが、地方自治体レベルでできることには限りがあります。

そんな中で、高知県では、市町村の奨励金として、佐川町では、同窓会への奨励金を上限3千円まで出すことを進めております。この施策については、地元で若者が帰ってくるのを応援したいという気持ちが含まれていることは重々承知をしております。一部の意見として、県外の方に税金が使われる形にならないかという懸念もあったと承知をしております。

まず最初の質問です。町として、この補助金をどのようにとらえておりますでしょうか、お伺いをいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず日本の人口が減少するなか、中山間地域におきましては特に深刻な問題となっているところです。

こうしたなか、高知県では令和6年度に策定をいたしました、高知県中山間地域再興ビジョンに基づきまして、若者人口の定着増加、結婚数の増加、出生数の増加、この3つの観点から、人口減少対策を抜本的に強化するよう、取り組みのほうを進めているところでございます。

市町村におきましては、それぞれの地域の実情に合わせまして、県が創設いたしました人口減少対策総合交付金、こちらを活用するなど、取り組みを進めていくこととなります。

佐川町といたしましては先ほど申しました県が示します、3つの観点に対する取り組みを進めるため、町がこれまで実施をしております、子育て支援や関係人口増加に向けた取り組みなど、映像やパンフレットといった媒体によりましてプロモーションツールを作成し、広くPRしていくことや新たに人口増加につながる取り組みを進めるよう、準備を進めているところでございます。

こうした取り組みの1つといたしまして、町は若者を対象とした同窓会支援を実施するため、今定例会におきましても補正予算の方を計上させていただいているところでございます。

この事業につきましては、21歳から34歳の年代で、県外からの参加者に加えまして独身の方、こうした方を一定数含むことを条件とすることとしており

ます。

期待される効果といたしましては、こうした同窓会が出会いの場となることや、ふるさとの仲間と懐かしい話をするなかで、佐川町に戻りたいという思いになるなど、若い方が佐川町で子育てをしたいと、思っていただけではないかというふうに考えております。

こうした同窓会が開催される際には、可能な限り役場の方からも会場に出向きまして、始めに事業の趣旨を参加者に伝えるなど、効果が出るような取り組みを進めていきたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

趣旨はよくわかりました。いろんな考え方はございますので住民の方の意見も、やっぱり相まってこういうことを決めていただけたらありがたいかなと思います。

私自身は1人の納税者としての意識を非常に大切に考えております。基本的には、補助金行政などに対して慎重な考えを持っております。現在、国民一人一人の収入に占める税金の割合。つまり国民負担率は47.5%、5割近くと非常に高くなっております。

現在、政府では、際限なく補助金政策を続け、2024年8月の時点で、財源赤字は約1,300兆円弱にまで上り、日本人1人当たり1千万円の借金となり、将来の世代にツケを残すこととなります。

多くの方が実感しておりますように、燃料価格や物価の高騰も進み、生活コスト自体も高くなっております。町民一人一人の暮らしも非常に厳しく、やりくりを求められていると思います。

この同窓会への奨励金は上限3千円ですので、額ははっきり言って少額ですが、高負担で苦しむ一人一人の生活を鑑みますと、補助金助成のあり方全体に対して、費用対効果などももう少し厳しく見ていく必要があると思います。

ちなみに、コロナ禍以前からも問題でしたが、特にコロナ禍以降、政府主導で至るところで補助金給付金を大盤振る舞いをした結果、日本が経済活動とは関係ないところから市場にばらまかれたため、極端な円安が進む要因となっております。

また、先ほど指摘しましたように、国民の高負担の原因も多くの予算を必要とする施策が多数行われたためではないでしょうか。

そのために、昨日、下川議員の103万円の壁の質問がありましたけれども、所得税の基礎控除と給与所得控除が103万円から173万円に引き上げられます

と、国の税収、所得税は減り、住民税においても同様の措置が適用されましたら、地方の税収も少なくなってきました。佐川町に補助金を出せる財政的余裕があるのでしょうか。交付金にまで影響しますと、佐川町では4億円程度の歳入減となるようでございます。

現在、高知県知事は当然、国にその補填をしてもらおうということをおっしゃっておいりましたので、佐川町においても同じ考え方のように、昨日の下川議員の質問から感じとれましたので、答弁は求めませんけれども、結局回り回って、町民の負担増につながっていくと思います。

補助金について、たとえそれが町の財源からのものでなかったとしても、進めるべきかどうか検討をしてもよいのではないかと考えております。

そこで、再度質問です。こうした補助金を拒否するというような考え方はないのでしょうか、お伺いをいたします。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。宮崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

国などからの補助金についてですが、町が各種事業に取り組む際に対象となる補助金があれば、財政運営を考えますと、厳しい財政の中で補助金の交付を受けることは、当然必要であると考えております。

その中で近年ではですね、物価高騰などに関して国から交付金がありますが、こちらにつきましても国の交付金の趣旨に沿い、必要な事業を選択した上で交付金を交付することが必要ではないかと考えております。

町としましては、国、県に対しまして unnecessary 補助金などの申請はしておりません。すべて町財政の負担とならないため、必要な補助金の申請をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

6番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

私はすべてを国に任せるという考え方には異議を唱えたいと思っております。もう一度原点に立ち返り、町として、町民一人一人が、もらうのではなくて、佐川町のすばらしさに気づき、どのように生かしていけるかをみんなで想像しながら、自助の精神でまちづくりが進むように努力したいと考えております。

そこで、10月31日の高知新聞のオピニオンに投稿された記事を紹介したいと思います。

この方は個人の塾をやっておられる浜田さんという方ですけれども、自助の精神ということで、「今の世の中はスマホなど便利なものがあり、いろんなことが楽にできるようになってきている。自分の力で未来を開ける子供たちを育てるためには、自助の精神を身につける、身につけさせることが大切だが、そ

んな便利な世の中が子供たちの自助の精神を育てにくくしていることもあるように思う。清水サバや明石のタイはおいしいことで有名だが、その美味しさの秘密は、足摺沖も明石海峡も潮流が速いことにあるという。魚にとって潮の流れに流されないようにすることは大変だろうが、その流れに逆らって生きることが多くの餌を得られる。身も締まるのだそうだ。自分を磨くためには、時には刻苦勉励も必要だ。物があふれ、子供たちにとっては自分に必要なものがわかりにくく、つかみにくい時代になっている。しかし、どんなときでも自分を成長させるものをしっかりと選び取ってもらえるように導きたいものだ。それができるには教えるものが努力するものでなければ、子供たちは言っても聞いてはくれないだろう。良い仕事をするために、まだまだ勉強は続きそうだ。」という投稿で、私は大変今大切なことだと感動し、ぜひとも佐川町でもこの自助の精神で取り組みたいものだと思いますけれども、佐川町の町長の補佐として、副町長の感想はいかがでしたでしょうか。

副町長（田村正和君）

おはようございます。

感想ということですので先ほど来、宮崎議員から教育長のほうへは子供さんの教育のこととか、それから補助金のこととか、お尋ねがございましたけども、これが宮崎さんの求める回答になるかどうかわかりませんが、先日、佐川高校の1年生の授業が佐川町役場でございまして、私が前で佐川町の行政について説明をし、また生徒の皆さんからいろんなご質問をいただいて、約1時間ほど接することがありました。

その中でやはり生徒さん、非常に行政にも関心が高い子供さんもおられますし、いろんな佐川町を良くしようというようなご意見もいただいて、私としてはいろんな参考になったし、いい時間を過ごせたなあと、いい子供さんが育ってるなというように思っております。

宮崎さん、先ほど新聞の記事の話もございましたけども、そういった私としては子供さんと関わる時間もあまりないですけども、関わる中では非常にいい人材が育ってるなということで、佐川町の子供さんには非常に期待をしているところです。感想ということですので、少しまとまりがございませんけども、そういったことで回答とします。以上です。

6番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

素晴らしい未来が明るいようなお答えをいただきまして、私も希望でいっぱいでございます。本当にありがとうございます。

それでは続きまして、3つ目の質問をさせていただきたいと思います。

ブラジルの交流、また海外との交流促進についてお伺いをいたします。

佐川町は、ブラジル移民の父である水野龍を輩出したことから、ブラジルとも深い関係があります。

ブラジルという国についてですが、日本からは地球の裏側に位置する国であります。世界からの注目度は高くなっており、いわゆるグローバルサウスと呼ばれる地域に当たりますが、グローバルサウスへの注目が集まっている理由としては、全体で2050年までに名目GDPが中国やアメリカを抜くと言われております。

また、世界人口の3分の2をグローバルサウスが占めるようになるとも言われております。政治的にもグローバルサウスは西側にも東側にも属さない第3世界とも呼ばれてきました。

そのために、マクロの目で見ますと、政治的外交的立ち位置が難しくなったときのために、ブラジルなどの国々と文化レベルで交流を持っておくと、後々にとって非常によいのではないかと感じております。

日本はアメリカとの関係はもちろん重視をしておりますけれども、アメリカの政治が不安定となり、日本がその余波を受ける懸念もある場合などに備えて、アメリカの裏庭にあるブラジルやカナダなどの国々との交流も重要になります。

また、佐川は海外都市との姉妹交流をしておりません。高知県でも12の県及び市町村が21件、海外の都市と姉妹都市提携をしております。理由は様々で、中には市長が海外の都市を訪れた際に、姉妹都市を提携したというような理由でできているところもございます。

佐川町では、ブラジル移民の父、水野龍の出身地であるという、とても強い理由があることや、すでに水面下でブラジルの議員などとも交流がありますので、理由としては十分ではないかと考えております。

そこで質問でございます。

佐川町は現在、海外の都市、特にブラジルの都市と姉妹都市交流を進める考えはございますでしょうか。質問いたします。

町長（片岡雄司君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

行政報告のほうでも述べさせていただきましたが、今年の11月、佐川町に関係のある西森弘志ルイスブラジル連邦共和国の下院議員を初め、ブラジルからの訪問団の皆様が来町され、ブラジルへ移住された日系人の方の現在の暮らし、経済状況などのお話をお伺いしました。大変貴重な交流をすることができました。

高知県内からはブラジルを初め南米移住された方も非常に多く、以前は幾つ

かの自治体で姉妹都市として交流してきたともお聞きをしております。しかしながら現在では、移住をされた方の3世や4世の世代となり、交流活動が少なくなっているのも現状でございます。

海外との交流となりますと、様々な混乱もあるかと思いますが、今回こうした交流を機に、いろんな分野におきまして交流していくことが可能であるものではないかと考えております。

ブラジルと交流する、どんな交流ができていくのかということもこれから考えていかなければなりません。先日11月に来られた際にはですね、西森下院議員のほうからも、来年の10月以降に来れるやったら来てくださいというご案内もいただいております。

今、円安でですね、かなりの交通費もかかることがありますので、もう少しですね、状況、世界の状況を見ながらですね、考えていきたいと思っておりますし、今後進めていくのであれば、やはり西森さんが佐川町に関係のある方ですので、そういったところからどういった交流ができていくかをしっかりと見極めていきたいと思っております。

また、その他の以前には台湾との、宮崎さんが言われておりましたが、現在のところ台湾のほうとは関係性もあまりないので、交流をしていくということはありませんが、訪問させていただければ、来ていただければ歓迎をしたいと思っておりますが、そういう状況で現在は進めておりますのでご理解いただきたいと思っております。

6番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

町長のおはこであります、どうしたら交流ができるかということをしつかりと踏まえていただきまして、今後、海外と外交の礎を担っていける佐川町でありたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしく願いをいたします。

以上で今議会、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（松浦隆起君）

以上で、6番、宮崎知恵子さんの一般質問を終わります。

引き続き、1番、齋藤光君の発言を許します。

1番（齋藤光君）

おはようございます。1番議員、齋藤光です。

通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

最初に、学校教育に関する質問をさせていただきます。

まずは、部活動の地域移行についてですが、政府、国は、教職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取り組みとし、学校以外の主体が担うことについての検討を行い、早期に実現することとしています。

以前から質問でもお聞きしていますが、平日の部活動に加えて、休日も部活動や大会の引率についても、教職員に大きな負担がある現状において、地域の活動として、地域人材が担うとして、令和5年度以降に段階的に進めていく内容であったと思います。

私は部活動の地域移行は、よほどの都市部でなければ、部活動の種類や受け入れ先、受け入れられる団体、人材がないのではないかと心配をしているのですが、佐川町での部活動の現状と、課題、そして今後の方針について教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（濱田陽治君）

齋藤議員のご質問にお答えをいたします。

少し前置きにですね、部活動についての考え方とかいうことをご説明申し上げます。議員のご質問の中の言葉と若干かぶるところがありますがでもご容赦ください。

部活動は教科学習とは異なる集団の活動を通じて人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場として中学生の学校生活にとって重要な活動です。また生徒がスポーツや文化に親しむ機会を確保し、自主的主体的な参加による活動を通じて、自主性、責任感、連帯といった生きる上で必要な力を養う場ともなっております。

一方、これらの部活動は議員ご指摘のとおり、教員による献身的な勤務のもとで成り立っており、休日を含めた指導が求められ、長時間勤務の要因にもなっております。また経験のない教員が指導せざるをえないという状況もありまして、これは保健体育科以外の教員で担当している部活動の競技経験のないものが、全国レベルで大体半分ぐらいということです。指導経験のない教員にとっては負担になるということがございます。生徒にとっては望ましい指導が受けられないという場合が生じるという問題点があります。

このため部活動の地域移行という議論が令和4年のスポーツ庁の有識者会議と文化庁の有識者会議で提言を示されていたということです。

まずは令和5年度の開始から3年後の令和7年度末をめどに、休日の部活動を段階的に地域に移行すると。平日については休日の地域移行の進捗状況等を検証し、さらなる改革を推進すると。

そして、これらの推進のために都道府県市町村における推進計画の策定と実施を求めたと、ということが事実関係です。

このような国の動きを受けて高知県でも令和4年度以来、部活動地域移行検討会議というものを開催して、この環境整備についての検討についてやっているというのが今の状況です。さて町内では、国や県の課題と同様にですね、中学校教員の過労死ラインに達する時間外勤務の実態や、少子化の影響で選択できる部活動が狭まっているという現状など解決すべき喫緊の課題があります。

これらの課題を解決してこれからの時代に求められる部活動の姿を目指すためには、地域移行は学校と社会教育の連携を強化するという点からも期待できる取り組みとは考えております。

ただ先ほど議員も言われましたようにですね、本町で部活動地域に移行することについては指導していただく人材の確保や育成という課題がございまして、さらにこれまでの歴史と経緯、子供たちや保護者、地域の思いなど様々な側面がございます。

現状といたしましては部活動の指導員を会計年度任用職員として雇用し、佐川中学校の卓球部と柔道部の指導をお願いしていると。それから尾川中学校のバレーボール部のコーチについては、外部の方に地域学校協働本部事業の取り組みをお願いをして、ともに熱心にご指導いただいているというところです。

今後の見通しとしましては、このような地域の方をお願いをして部活動の指導の一部を担っていただくあたりが佐川町では現実的ではないかと考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

今、今後の部活動の方向性や、現状などを確認させていただきました。

今後の考えについては、完全な部活動の地域移行というよりかは、現状の柔道部、卓球部、バレー部のような活動が現実的なんではないかなという意見もいただきました。

私は大切な観点として、子供たちが不利益を受けてはいけないという点があると思っております。その点において確認させてもらいます。

佐川町では、現在、子供たちがスポーツや文化活動をする機会は減少していないのでしょうか。具体的にここ最近で佐川町からなくなった部活はないか確認させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

教育長（濱田陽治君）

ここ数年、私の記憶している限りですけれども、廃止された部活はございません。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

子供たちが今までどおり、部活動などの体験ができる状況になっていること

に安心をいたしました。

続いて、教職員の働き方改革も考えにある部活動の地域移行ですが、あまり状況が変わってないということ、働き方改革も進んでいない状況ととらえることもできると思いますが、先生の働き方改革と部活動の地域移行の関係性については佐川町として、どのようにお考えでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

部活動自体をですね、地域に移行することがなかなか進みにくいという現況においては、先ほど申し上げましたようにですね、一部、指導とかですね、試合のときの監督とか、そういった部分を地域指導者をお願いをするという形で軽減が図られるという方向かと思います。以上です。

1 番（齋藤光君）

ご答弁ありがとうございます。

働き方改革に関しても一部の指導移行、休日などの試合のときの、監督の調整などを考えているということでした。

なかなか難しいながらも町として改善していることをお聞かせいただきましたが、部活動の地域移行については、僕も考えてみたのですが2つ大きな課題があると感じています。

先ほどおっしゃってましたが、1つ目は部活動移行先の人材不足だと思っております。受け皿がありません。地方に行けば行くほどスポーツや文化活動などの経験、指導力のある人材が少なくなります。そしていてくれたとしても、学校の部活動の時間に指導ができる方となると、なかなか難しくなると思っております。

2つ目は、お金の問題です。今まで部活動というのは、教職員の方の献身的な活動によって支えられてきました。なので特別な予算も人員配置もなかったと思います。部活動の移行先にもお金が必要です。ですが、今まで献身的な活動で支えられていたものにお金をかけるのは、地方にとっては負担を感じてしまいます。

そこで今回提案するのは、地域おこし協力隊での指導者の募集となります。地域おこし協力隊の制度については、もう皆さんご存じだと思いますので割愛させていただきますが、スポーツや文化活動の指導者を協力隊にて誘致し、佐川町のスポーツ振興と部活動、両方に向けて活動してもらうことは、人材不足や自治体の資金面にも非常に有効かと思いますがその点はいかがでしょうか。

お考えをお聞かせいただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

スポーツ振興という点では可能性があると思います。

ただ部活動は議員もご指摘のとおり放課後や土日祝日に、そういったおける活動で活動時間に制約がありまして、他の業務についてはどうするのかと、それから任期が終了後に、どういうふうに継続をしていくのかと、とこういうふうに様々課題が多く考えられますので、現状は検討はしておりませんが、今後の可能性としては考えていくことができるかと思っております。以上です。

1 番（齋藤光君）

現状は検討してないが今後は可能性もあるかもしれないということで、学校とも関わってくる話だと思っておりますが、いろいろな角度から検討していただきたいと思っておりますが、今回は、ここで。

次に、部活動の地域移行の支援体制の話をお聞かせいただきたいと思っております。

仮に佐川町内で移行先、指導していただけるような団体が、いわゆる活動主体が見つかった場合、佐川町では支援体制はどうなっているのでしょうか。現状の支援体制を教えてくださいたいと思っております。

教育長（濱田陽治君）

現状はその支援体制がないわけですが、さくらスポーツクラブにその可能性が若干考えられるかなという。そもそもそういう趣旨があったように思っておりますが、地域での受け手につきましては学校との役割分担、責任の所在、指導者となりうるだけの技量と資格要件などを組織として受けることの課題がたくさんありますので、現状では具体的な検討はしておりませんが、今後そういう、これはどうでしょうというものが出てきそうになったらですね、こういった課題を1つ1つ検討していって実現化に向けていくということになると思います。以上です。

1 番（齋藤光君）

ご答弁ありがとうございます。

今、ご答弁をいろいろ聞いていると、部活の地域移行という国の方針はあるけれども、佐川町という現状においては、一部移行が現実的なラインなのではないかというお考えに聞こえるのですが、それで間違いはないでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

できればですね、先ほど前段で申し上げましたように、学校教育と社会教育のつながりということも考えましてですね、地域移行に進めればよいなということは思っております。

ところがなかなかその現状、条件が整ってないので、とりあえず今のところを人材に支援をしていただくという線になっています。

これはこちらの願っているところと周囲の状況との兼ね合いになりますので、またそういう状況を見ながらですね、課題を一つ一つ検討していくということになると考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

そうすると、町全体でのスポーツ振興や、活動に向けての地域おこし協力隊も有効なのではないかと思うんですが、現在検討していないということですが、今後、検討する可能性は、検討していただくことは可能でしょうか。

教育長（濱田陽治君）

先ほどお答えいたしましたように様々な課題がございますので、検討することは全然問題なくてですね、そういった課題を含めて検討していこうということになると思います。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。ここらでちょっと次に進みたいと思います。

教員不足の現状についてに移らせていただきます。

昨日の下川議員の質問の中にもありましたが、教員不足についてお聞きしていきます。

来年度の高知県教員採用試験を行ったところ、大量の辞退者が出たとのニュースがありました。詳しいお話は昨日、下川議員が聞いてくれましたので、大変厳しい状況で教員不足がますます深刻になりそうだなと思いました。

ここで教員不足の現状についてお聞きしようと思っていたのですが、昨日の下川議員の答弁と同じであれば、同じです構いませんので、ご答弁お願いします。それと併せてもう1つ、教員不足の現状に、佐川町はどのような対応をしていくのか。この2つお聞かせください。お願いします。

教育長（濱田陽治君）

その現状につきまして、全国的な状況とですね、県内の状況につきましては、昨日、下川議員からのご質問にお答えをいたしております。まさにそのとおりですので繰り返しいたしません。

確かに佐川町にも波及をしましてですね、困っているという現実に必要な臨時教員が配置できないですという状況もあり、かつ、今後、ベテランと若年教員が多いという、中堅が少ないという状況の中で、これから町が目指していく、また実際やっていることを維持しながら、目指していくということがなかなか厳しいということが課題なわけです。

さて対応につきましては、具体的にですね、いかに業務をまず改善するのかというので、ICT機器の導入で公務の能率化をやっております。これは斗賀

野小学校の事例でも見ていただいたと思います。

それから特別支援教育支援員や教員業務支援員、図書支援員、ICT支援員など、教育活動を支える人員の配置と、これもかつて考えられないようなことだったんですけどそれをやっております。

それから毎月の定例校長会で、行事など公務のスリム化最適化の検討と、実行するための着実な進行管理をやっております。これ毎月必ずやっております。

それから次に、若年教職員の増加への対応も想定しまして、保護者や地域への情報提供、家庭訪問、保護者の理解と協力をいただくための具体的な取り組みと配慮すべき内容や、まああってはなりませんけれども、いつハラスメント等があったときの対応などに言及するマニュアルを今、校長会と教育委員会で策定をしております。

それから学校の電話につきましてもですね、規定すること自体、若干驚くんですけど、小学校で午前7時40分から午後6時までと。中学校で午前7時40分から冬期は午後6時30分、夏季は午後7時まで、これは部活動の加減です。その間にお受けをして、他の時間帯はもう留守電にさせていただくと。ということはかつては無制限にやってたというような事実はあるわけです。

部活動につきましても、国や県の動きも参考に、究極、地域移行にということなんですけれども、いかに支援をしていくかということを探索していきます。

それから外部からの調査関係もありまして、国、県、町のものに限定し、これも昨日申し上げましたけど、学校に年間70と、教育委員会に110かそこらがありまして、教育委員会が受けたものはまた学校へ行きますので、なかなか莫大な量です。

こういったものに限定しまして、他の機関や研究者などの依頼でこれが大体年間各校に2、30ずつあるということです。

これをですね、私や校長の手前で、もう誠に申し訳ないんですけど、本当に申し訳ないって、恐る恐る言ってるんですけど、丁重にお断りをすると、などして保護者や地域の皆様のご理解ご協力もいただきながら、こういった業務改善についてはしっかり対応していきます。

またこういった対策と同時にですね、教職員の目指すところや願いと、町が目指すところの一致。それぞれの家庭を含め、置かれた状況への配慮に努め、それぞれ教職員が十分力を発揮していることを願い、新転入教職員につきましては5月に、それも含めて全教職員につきましては10月に、私が直接面談を10分ずつやっております。

勤務上の課題、行政への要望などを聞いた上、管理職とも本人への配慮、指導やキャリア形成について綿密に打ち合わせをしております。

また4月と8月には教育研究所が新規転入教職員のために、町内でのフィールドワークを含めた研修を実施し、佐川町の魅力と課題、目指すところについての理解を共有化すると。それから校長、教頭、各主任級の役割を明確にして機能を充実させる研修などを実施しております。

さらにですね、町内で臨時教員さんが精一杯採用されるように、また町内の出身の大学生がですね、教員になってもらいたいなという思いもありまして、教員採用試験の2次試験ですね、面接と模擬授業があります。これのサポートを研究所でしておるといようなこともたくさんやっております。

このように様々な角度からですね、教職員の負担と不安感を軽減しながら、それから教員になりたいという方たちも支援しながら、佐川町で教育に携わることのモチベーションを高めて、それぞれ教職員が日々、子供たちとの教育に喜びを感じながら、十分力を発揮できるようにと、配慮を努めてまいりますということでございます。以上です。

1 番（齋藤光君）

ただいま教員不足による過密労働などへの対応をしたり、教員になりたい方への支援など、様々な取り組みを行っていることを把握させていただきました。

特に調査、教員に対してのアンケートに関しては、私も多いと聞いております。毎週のように長時間労働へのアンケートを残業して記入するなどがあつたと聞いております。

教員不足は高知県全体の問題ではありますが、佐川町の小中学校における教職員の人事方針はどうなっているのか、これは高知県の教育委員会とのこともあると思いますが、聞かせていただきたいと思っております。

教育長（濱田陽治君）

それは多分、人事異動の方針でよろしいですか。

教職員の人事異動につきましては、高知県教育委員会の教職員人事異動方針に基づき、市町村教育委員会、うちの場合は佐川町教育委員会の内申、こういうふうにしてねとお願いですけれども、これを経て実施をするものです。

令和7年4月付の人事異動については県教育委員会から確かな学力健やかな体豊かな心の育成を目指す。それから学校の実情や教職員の勤務体制をもとに適正な人事配置に努めると。ICTを活用した教育行く特色ある学校づくりや地域との連携、協働学校における働き方改革の推進、キャリア教育等の教育施策の推進のために、教職員の特性や能力を生かす。それから組織の活性化人材育成の観点から、同一校で5年以上勤務している教職員は異動検討をする対象となると。市町村教育委員会の理解と協力を得て広域的に適材適所の配置に努めると、こういう方針が出されております。

これに基づいて佐川町内での各校の実態、教職員の状況から勘案し、佐川町教育委員会からの内申をつけて実施をされるということです。

この佐川町教育委員会が内申を実施する場合は、不登校の予防、学力向上、さかわ未来学の推進など、佐川町教育の課題への取り組みのための人材配置と、それから佐川町で育つ教職員を目指す人材育成と、各校の男女比や年齢構成組織的機能など各校の実情と、各教職員の家庭を含めた事情など総合的に勘案をして内申をいたします。

その際に各校校長や教職員からの人事異動調書や面談から得られた情報に留意して、可能な限り配慮して実施いたします。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

人事異動方針、佐川町の教育委員会の内申をもとに決定されるということを確認させていただきました。

ちょっと関連してお話をお伺いしたいのですが、教員の資格を持ちながら、現場へ出ていない先生、指導主事という方がおられるということを知りましたが、指導主事とはどんな仕事になっているのでしょうか。

そしてもう1つ、学校が本当に人員不足で緊急の場合、そうした現場に出ていない先生は、学校で臨時的に授業を受け持つなど、現場へ出ることは可能なのでしょうか。

この2点をお聞かせいただきたいと思いますよろしくお願いします。

教育長（濱田陽治君）

指導主事はですね、これは法律で定められているもので、都道府県や市の教育委員会に配置されまして、指導行政、これ難しい言葉ですね、要するに高知県ではこういう教育をしますからね、それに合わせて各学校ではこうしてくださいね、というなおことをお伝えしたりするということで、県教育委員会の本課、本課というのは小中学校課とか様々課があります。これと地区ごとの教育事務所配置をされておるといいます。佐川町にはありません。

類似のもので、研修指導員ってのが1名配置されておりますが、これは授業しながら町内の研修のコーディネートしておりますので、ご質問の指導主事には該当しません。

佐川町でですね、教員でありながらということ言われましたのでそのところをご説明しますが、学校に配置されていない教員につきましては、教育研究所で町の教育課題とその解決方法について研究をしている研究員が該当します。これは若手教員の研修とキャリア形成を兼ねており、必要な制度であると考えております。

次に児童生徒の健全育成のために補導教員が配置されております。これが県教育委員会は来年度から配置しないとしておりまして、その業務を町でどのように担うのかを現在検討しておるといところです。

また教育研究所に配置されている教育指導員、他の職員は教員免許を持っておりますが、町の会計年度任用職員であり県費負担の指導主事ではありませんのでこれは該当しません。

その学校が人員不足で困った場合に、これらの人たちが授業することは可能かということについてのご質問です。

指導主事はですね、授業をしたということをお聞きしませんし、聞かない。いや、やりません。町ですね、先ほど申し上げました教員免許持っている教育指導員につきましてはですね、実際に学校で欠員が出てどうしようもない場合とか、それから学校、学級で難しい状況が出てですね、チームティーチング、担任を補助しなくてはならないといった場面に、実際に学校に行って支援をしたということがございます。以上です。

1 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

指導主事が授業をしたということをお聞きしない、聞いたことがないというのは少し驚きましたが、佐川町には指導主事がいないということで、他に配置されている教員、研究員についても確認させていただきました。

教職員の人事課題などは、県の課題でもあり、答えにくい部分もあったかと思いますが、全体的にお答えいただきありがとうございます。

今後、大人たちの課題のしわ寄せが子供たちの不利益という形でいかないように頑張っていたきたいとお願いを申し上げさせていただきながら、この項の質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

続いて、自治体DXについての質問に移ります。

まずは、以前の一般質問でも聞かせていただいた内容の、押印廃止、見直し、いわゆる判こレス化の現状についてお伺いさせていただきます。

以前の一般質問の中では、令和7年度には、多くの書類が押印廃止となっているとのことでしたが、進捗状況を含め、現状はどのような状況かお聞かせください。

総務課長（片岡和子君）

齋藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

押印の見直し、いわゆる判こレス化につきましては、内閣府発出の地方公共団体における、押印見直しマニュアル、こちらのほうをもとに、昨年7月ごろから作業を進めまして、令和5年9月1日付で、令和6年度からの佐川町にお

ける押印見直しについて、という文章を、町長名で職員向けに通知をいたしまして、同日付で、佐川町における押印の見直しに関する方針を総務課のほうより示しまして、全職員協力のもと取り組みを進めてまいりました。

この見直しにおきましては、法人を含む、住民から提出される申請や届け出、また会計事務等の行政手続き及び行政の内部手続きに係る押印を見直しの対象としたところでございます。

見直し作業では、発出・収受する文書等につきまして、方針に基づき、押印が必要ないと判断される文書のうち、条例とか規則のほうで押印が定められているものにつきましては、条例規則を改正いたしまして、廃止、もしくは省略できることとしております。その他、規則等で定めておらず、運用で定めました文書につきましても、方針に基づき廃止、省略するものとしております。

この作業が終わりまして、その結果、ほとんどの文書につきまして押印する必要はなくなっております。

なお、廃止、省略としているものの、多くの住民の方や職員の意識の中で押印するものとの意識が残っておりまして、実際押印された文書が多くあるのも現状ではないかと認識をしているところでございます。以上です。

1 番（齋藤光君）

現状ほとんどの文書に押印が必要なくなっているということで、しっかりと有言実行でやってくれたことを確認させていただきました。

この押印廃止については、また後ほど、他の質問に絡めてお聞かせさせていただきますので、次の質問に移ります。

続いてキャッシュレス決済の進捗状況についての質問をさせていただきます。

ここで言うキャッシュレス決済とは、役場内での手数料の支払いや、各種税金の支払いを現金だけではなく、キャッシュレスでの支払い方法を導入するという意味で、キャッシュレス決済と言わせていただきます。

このキャッシュレス決済も以前の質問でお聞きした内容です。そのときの答弁では、行政のデジタル化も踏まえ、前向きに考えていく、そしてニーズ調査、費用対効果についても確認した上で実施したいとの答弁がありました。

そして協議調査の結果、過程や結果を共有していただくことになっていましたが、現状はどうなっているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

昨年6月定例会においてのご回答のほうは今、齋藤議員がおっしゃっていただいたので、そのとおりでございます。

これまでも担当レベルにおきましては、キャッシュレス決済導入に向けまし

た課題でありますとか、先ほど議員もおっしゃってくださいましたようなところにつきまして、課題意識を持って、折に触れて調査研究とまではいきませんが、情報のほうを収集しておりますが、現時点におきまして町の取り組みとして、何か具体的にこんなふうになったよっていうご報告ができるようなものがないのが実情でございます。以上です。

1 番（齋藤光君）

先ほど判こレスのほうはきっちり有言実行していただきましたが、今回少し具体的な動きは見えづらいなと感じてしまいました。

判こレス、キャッシュレスのご答弁を踏まえて、行政のデジタル化の質問をさせていただきます。

押印の必要がなくなり、現金の受け渡しがなくなれば、今後は現実でのやりとりの必要性が少なくなってくると思います。そうなれば、町民が行う様々な手続き申請などは、デジタルまたはオンラインで申請が可能になるはずだと思います。

そうなれば町民は自宅から手続きができますので、平日に仕事を休んで役場に行くこともなくなります。そうなればもしかしたら、役場の職員も月に何日か在宅ワークなどが実現してくるかもしれません。実際に電子申請が進み、来庁者が減り、開庁時間を短縮する自治体も出てきています。残業時間を減らす取り組みの一環だそうです。

このように、利用者と職員の両方とも負担を軽減するために利用するのが、デジタルの力だと私は感じています。なので判こレス化が実現しているのは大変喜ばしいことであり、キャッシュレス化が進んでいないことは、もうちょっと頑張っていたきたいなと思うところでございます。

ここからが質問なのですが、現在、佐川町では、住民手続きのオンライン申請化はどのような状況になっているのでしょうか。

また、もう1点。役場内の手続き、押印電子決裁化の状況も併せて教えてください。よろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

少し長くなりますがすみません、ご了承いただきたいと思います。

この件につきましては、以前から何度か齋藤議員さんからご質問をいただいているテーマでございます。

一昨年の9月定例会におきましては、行政のデジタル化を含みます、自治体DXをテーマにご質問をいただきました。その際、まずは本庁におけるDX推進への認識の共有化から取り組んでいくとの答弁をさせていただいたところでございます。

その後の経過を少しお話をさせていただくことによりまして、これまでの取り組みについてご説明をさせていただきたいと存じます。

一昨年12月に課局長をメンバーといたします庁議におきまして、総務課のほうで作成をいたしました、自治体DX推進計画と取り組みについてという資料をもとに、国が自治体DXを推進する背景、また自治体DX推進計画の概要、そして優先的に取り組むべき重点取り組み事項などについて共有をし、理解を深めることから始めさせていただいております。

このことに併せまして、本町が抱える課題、そして改善に向けた取り組み方針、またペーパーレス化、行政手続きのオンライン化、業務改善、いわゆるBPRと言われるものですが、こちらの実施などについて、先ほど申し上げました資料のほうで示させていただきました。

担当のほうではこの資料をもとに、デジタル化に組みを進めてきた次第でございます。

ご質問のデジタル化につきましては、資料の、先ほど作成したと申し上げました資料のほうでは、ペーパーレス化としておりますが、デジタル原則の働き方実現に向けて、取り組むべき事項といたしまして、庁舎内の無線LAN化、それから新しいグループウェア導入による情報共有の強化や、職員の簡素な届け出申請のオンライン化、文書管理、財務会計、これまで紙による判こ押印会議に、決裁方法に代わる電子決裁、電子入札契約など、業務全体のデジタル化に向けたシステムの導入、デジタル化に対応可能な環境整備として、マルチモニター化などについて挙げております。

このうち、昨年度までに本庁舎内の無線化、新しいグループウェア導入による情報共有の強化や、業務効率化の向上を図り、加えまして本年度は、健康福祉センターかわせみの無線化がすでに完了し、文書管理システム及び起案文書に係る電子決裁システムの導入を進めておりまして、この電子決裁システムのほうにつきましては来年の2月、令和7年2月からテスト運用のほうを始めまして、4月より本格運用を開始することとしております。

また来月には職員の使用いたしますパソコンの入れ替えを予定しておりますが、それに合わせまして外付けモニターを配布いたしまして、マルチモニター化も実現をする予定となっております。

さらに、来年度には電子入札の導入のほうも予定をしておるところでございます。今後も引き続きこういった取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、住民手続きのオンライン申請化に向けた計画について、お答えをさせていただきたいと思っております。

行政手続きのオンライン申請化につきましては、令和5年度以降、国が主導する形で、転出時におけるオンライン届け出や介護、子育て関連、26手続きにつきましては、マイナンバーカードを活用して、マイナポータルのほうから手続きができるようになっております。こちらのほうはご承知のところだと存じます。

町独自のものとしたしましては、先ほどお答えをさせていただきましたとおり、行政手続きのオンライン化に向けた基盤づくりといたしまして、昨年度、行政手続きにおける押印見直しを実施いたしました。

今年度の取り組みといたしましては、手始めに職員採用試験について電子申請システムを活用いたしました。要望につきましては、原則電子申請のみといたしまして、応募者に対して試験前に送付いたします受験票につきましても、同システムを活用して電子データにて配布をいたしております。

また、教育委員会のイベント参加者募集におきましても、電話申し込みに加えまして、電子申請システムからも応募できることといたしました。

今後こうした事例を各課局に共有展開していきまして、イベント等の参加応募など簡単なものから進めていき、徐々に双方向のやりとりが必要な行政手続きへと、本格的なオンライン化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

一方で採用試験の手続きをオンライン化した際、申請から受け付け、受験票の送付まですべてデジタル内で完結するためには、業務フローをしっかりと見直すことが重要なポイントであると身をもって感じたというか、そういうところを実際、担当のほうも感じております。

行政手続きのオンライン化につきましては、単に申請をオンライン化するだけでなく、職員側もそれに対応して、業務の進め方の見直しをしなければ、その効果は限定的であると考えているところでございます。

今後、行政手続きのオンライン化を進めてまいりたいと考えておりますけれども、オンライン化に際しまして、手続きに係る提出資料の簡素化、省略化でありますとか、業務フローの見直しも並行して行っていく必要があります。一気にオンライン化というわけにはいかないかもしれませんが、申請から手続き、ものによりましては支払い決済まですべてがオンラインで完了できるような仕組みづくりを進めながら、議員もおっしゃったように手続きが24時間いつでもどこからでもできるような役場づくりを目指していけたらなと考えているところでございます。

こうした行政のデジタル化、行政手続きのオンライン化への取り組みを通じまして、住民の方の利便性の向上と職員の業務効率の向上、そして働き方の多

様化へとつなげてまいりたいと考えているところでございます。長々と失礼しました。以上です。

1 番（齋藤光君）

ご答弁ありがとうございます。

行政のデジタル化、手続きのオンライン化など、いろいろなお話を聞かせていただきました。

特に採用試験、職員採用試験を電子申請のみに導入したということで、さらにそのチャレンジの中で課題を見つけられたのもすごく、素晴らしいことだなと感じております。

小さなチャレンジからどんどん大きなことができるようになっていくので、確かに言われたように、一気にすべてオンライン化手続きはできるというわけにはいかないと思うので、そういう小さなところからのチャレンジがすごく大事だなと、お話を聞いていても感じたところではあります。ありがとうございます。

続いて、住民サービス向上に直結する窓口業務に関連したデジタル化についてお聞きしていきます。

佐川町では姉妹都市である北見市を参考にして、書かない窓口のシステムを導入準備していると思うのですが、実際の稼働はいつを予定しているのでしょうか。そして併せて、住民の利便性を考えて、いわゆるワンストップ窓口の実現はどうか。書かない窓口と、ワンストップ窓口についてお聞かせください。お願いします。

住民課長（真辺美紀君）

おはようございます。私のほうから書かない窓口の導入の進捗状況につきまして少しご説明をさせていただきます。

住民課窓口へ異動受け付け支援システム、いわゆる書かない窓口につきましては、令和6年12月23日からの導入を目標に現在準備を進めています。

このシステムは、転入など住民票の異動届を提出する際や、住民課が発行する各種証明書等の申請の際に、来庁者の方々が記入する書類をいくつかまとめることで、記入する量を最小限に抑え、また職員がその記載内容について確認する時間を少なくするためのものです。

このシステムの導入によりまして、来庁者は記入に要する時間が少なくなり、役場窓口での滞在時間が少なくなることが見込まれます。

また職員にとりましては、来庁者がカウンターで書類のほうに記載している間の待機時間が少なくなり、記載内容の確認に要する時間も少なくなりますので、トータルで窓口対応にかかる時間が減少し、その分、他の業務に従事する時間が増えることとなります。

ワンストップについてどこまでできてるかっていうことなんですけれども、来庁者の方の移動の仕方なんですけれども、住民課内で住民課の中だけで完結する書類につきましては、職員のほうが交代で窓口に入れ替わり、窓口で職員のほうが移動しますので、お客様のほうに別の窓口に移動していただくことは想定をしていません。

なお、その他にも役場の中でいろんな行政サービスがございまして、本庁内では水道とか、住宅のほうにつきましては、お客様のほうにその部署のほうに移動していただくことを、現時点では想定をいたしております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

ただいま、書かない窓口の導入の進捗状況や説明をしていただきました。

ワンストップ窓口については、住民課内ではワンストップ化というかできています。その他の課に関しては現状をお聞かせいただきました。

ただいま、住民サービスに直結する窓口業務について質問させていただきましたが、行政業務全般のデジタル化を進めるにあたって重要なことが、業務見直しだと言われております。

佐川町の姉妹都市である北見市は、デジタル化推進のために、まずアナログによる業務見直しを行ったということでした。しかしそれも最初は現場からの反応は良くなかったそうです。

現在業務を行っている現場職員からすると、見直しなんてせずとも業務はちゃんとできている。それを業務と関係ない人がやってきて、業務見直し、業務効率化をしてください。これは現在の仕事を否定されてる気持ちになると。北見市の現場職員のインタビュー動画から内容を抜粋させていただきましたが、そういうことをおっしゃっていました。

しかしそれでもそのあと、行政全体で小さなトライアンドエラーを積み重ねをしていって、業務効率化を推進していったそうです。

このように一言にデジタル化推進といっても、システムを入れて、はい完了とはなかなかいかないようで、土台の意識改革も、先ほど答弁でもありましたが土台の意識改革も必要だと感じた事例でした。

今回は北見市でのデジタル化推進にあたっての業務改善の道のりを紹介させていただきましたが、佐川町においてデジタル化をより効果的に発揮するためにも、まず下地づくりの業務の見直しをもっと全庁横断的に実施してみてもどうでしょうか。

また、現在、行っている業務見直しなどの事例があれば、併せて教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

先ほど議員さんのほうから北見市の例を教えていただきましたが、まさにそのとおりだと思います。

北見市に昨年度でしたか、私も町長と一緒に視察に行かせていただいたときに、書かない窓口、ほんの5分から10分程度だったんですけども、そのあと情報政策の方が北見市の動画を見せてくれる機会がございまして、まさに業務改善、業務改革、ビジネスフローの見直しってところが非常に大切になってくるっていうのを、そちらのほうを視聴いたしまして、感じたところでございます。

そういったところで、本町といたしましてもシステムを入れたらいいっていうだけの話ではなくって、それに伴いまして今までやってきた内容、そちらのほうを見直しをしていく必要があるのではないかとすることは感じております。

具体的な事例といたしましては、先ほどの職員の採用試験の際に感じたというか、やったところではございますけれども、その他の部署につきましても、システムを入れるに当たりましては、これでいいのかねっていう話はしているのかとは思いますが、私のほうが詳細にすべてを把握しておりませんので、そちらのほうはちょっとご紹介のほうができない状況でございます。すみません、以上です。

1番（齋藤光君）

ただいま業務見直しについてのご答弁をいただきました。

行政職員にとってはやはり日々の業務が忙しく、なかなか立ちどまって考える時間と人員体制が足りないのは十分理解できます。

しかしながら、住民も便利になって、職員の負担も軽減されるような取り組みを、人手不足で大変な今だからこそ、もう少し頑張っていたきたいなと思うところであります。

そして以前にも質問にて発言させていただきましたが、デジタル化推進の音頭、指揮を取るには、1つの課で行うのはなかなか難しいのではないかなと思います。町長が全体的なビジョンを行政内で共有し、共通のゴールを設定し、ともに向かっていく姿勢が大事になってくると思います。

私は現状の体制では、行政内すべてのデジタル化を推進するのは難しいんじゃないかなと感じていますが、担当課としてはお考えはどうでしょうか、お聞かせください。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、なかなか1つの課だけでっていうのは難しいと思います。それこそ役場全体で横断的に、体制も取りながら進めていけば、何年間かけて集中的に行えば、歩いて進むのではなかろうかと考えます。というところで、またDXの推進につきましては、その体制というところを見直し、検討しなくてははいけない。少し遅いですがけれどもそういった時期は来ていると考えます。以上です。

1 番（齋藤光君）

やはり1つの課だけというのは難しい。全庁横断的に体制というところで見直しを考えていきたいというお話を伺いました。

やはり先ほども言わせていただきましたが、町長が全体的なビジョンを行政内で共有し、共通のゴールを設定し、ともに向かっていく姿勢が大事だと言わせていただきましたが、そこについて町長、一言お願いしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

齋藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどから総務課長のほうも答弁をさせていただきましたが、なかなか専門的なこのDXに対しての職員の確保が難しいと考えております。

役場の担当課を含めてですね、横断的に課をとおしてですね、そういった役場の職員のほうに積極的に研修などに参加をしていただいて知識を習得してもらうことが、一番大事大切なことだとは感じております。

全国的にまた見てみますとですね、外部からの専門的な人材に依頼しているところもあると、全国の町村会の大会とかでは話を聞いております。

そういったことも含めまして、可能な限り、時代に遅れないようにですね、このDXについて進めていかなければならないということはもう常々感じておりますので、今後は総務課等が1つの担当課になっておりますが、関係しているすべての課において、そういった意味で連携を取りながら進めていかなければならない課題であると考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

1 番（齋藤光君）

町長、突然の無茶振りをありがとうございました。

今、お話あったように全庁的にやっていく必要があるということで、町長からも力強いお言葉をいただきましたので、ありがとうございました。

この行政のデジタル化には、今まで行ってきた判こレス化、キャッシュレス化、手続きのオンライン化、そして業務見直し効率化、すべてが関わっておりますので、そしてこのゴールとして、出口として書かない窓口やワンストップ窓口があるべきだなと思っております。

一体的にとらえながら、小さい課題をチームで解決していくということで着

実に進んでいけると思います。日々、大変な業務を行ってくださってる職員の皆様方、執行部の皆様方、本当に感謝しております。本当にありがとうございます。

それでは次の質問に移らせていただきます。

システム利用料についてですが、9月議会定例会の質疑の中で、令和5年度決算額として1億1,165万円、システム利用料についてかかっていると答弁がありました。そのシステム内容は自治体の基幹業務に加えて財務、人事関連にと幅広い領域でシステム利用をしているということでした。

自治体にとってもはや必要不可欠であるシステム利用料だとは思っておりますが、この金額は他の自治体と比較して妥当であるのか。高いのか安いのか、この辺りはどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃりましたように、9月定例会のほうで1億1,165万2,177円とお答えをさせていただいたと思います。

こちらのほうは、改めてこの内訳を確認させていただいたところですが、この中には道の駅開館にあわせて導入されましたPOSシステム構築導入業務のおよそ2千万円弱ですけれども、まずはそちらのほうなど、佐川町の行政業務に必ずしも直結しないものも含まれていることを、この場で申し添えさせていただきます。

このご質問のこの金額が、他の類似団体と比較して妥当であるかどうかのご質問でございますが、基礎自治体である町村において取り扱う行政事務の数は、大体おおよそ同じ数かなと推察をいたしますけれども、それぞれの業務におきまして、使用いたしますシステムのボリュームであったり、それから導入状況につきましてはまちまちであるのではないかと推察をいたします。また基幹業務システムの使用におきましても、その構築環境等の状況により大きく違いが出ることもございます。

したがってまして類似団体との比較による妥当性について、それは妥当です、あるいは妥当ではありません。そういった判断をする資料を持ち合わせておりませんので判断はできません。申し訳ありません。

ただ一方で、他のベンダーの営業担当者の方と会話レベルで担当のほうの情報共有するレベルですので、話の内容の正確性について、何か根拠を持ち合わせているわけではありませんが、肌感覚として、あくまでも肌感覚としてですけれども、格段に安価である、安いとまでは言い切れませんが、逆に高価であるとの認識もないと。そういったことを担当者のほうは申ししておりま

す。担当者からは聞いております。このことをご報告させていただきます。以上です。

1 番（齋藤光君）

導入のシステムのボリュームや導入状況がまちまちで、構築環境も違うことで比較が難しいということではよろしかったでしょうか。

確認させていただきました。他のベンダーとの会話レベルで肌感覚で、そんなに高価であるという認識もないように思ったということでした。

このときの質疑では、その改修費も、システムの改修費ですね、国の法改正や給付金、ワクチンに対応するもの等として改修費 2,284 万円を支出しているということがありました。2,284 万円のシステム改修が、国が何か新しい試みをするたびにかかってくるのは、そもそものシステムの構造上、何か少し変なのではないかなと素人ながらにはちょっと思ってしまう。もちろん様々な事情で、そのくらいの金額がかかってしまったのはそうなんだと思います。

一方で、ベンダーロックインという問題があります。これは、例えば安くてもいい他のベンダーに乗り換えようとしても、現在使用しているシステムが特殊すぎて移行費用が膨大になり、実質的に独占状態になることを指してベンダーロックインと言われております。

現在の佐川町では、いわゆるこのベンダーロックインに陥ってはいないか、この点での観点を教えていただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

ベンダーロックインにつきましては、佐川町だけではなく、おおよそ全国すべての自治体が抱えている事象ではないかと理解をしているところでございます。

やはり各ベンダーのほうで、それぞれの仕様書に基づき、設計開発、あるいは自治体ごとにカスタマイズのほうをしておりまして、データの移行が困難な状況にあるのは事実でございます。以上です。

1 番（齋藤光君）

ただいまご答弁でも全国すべての自治体が抱えてる問題であるということで、佐川町もそういう状態に、というお話を聞きました。

私は今、佐川町がお世話になってるベンダーさんたちがどうこうというお話をしたいわけではなくて、もちろん安くなっていくのは歓迎すべきことですが、使いやすく便利なシステムを効率的に使うことが、回り回って町民に還元されていくものだとも思っております。

私が重要だと思っている点は、やはり高い安いに関係なく、やはり他のシス

テムへ移行できる状態になっているかどうかだと思います。

現在、国主導により、基幹業務のシステムの統一化、標準化が進んでいるところだと思いますが、それによってベンダー間の移行はやりやすく、行いやすくなるのでしょうか。その点をお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

国の説明、あるいは一般的な話としてのお答えとなりますけれども、標準化前と標準化した後、こちらを比較いたしますと、議員ご質問のベンダー間の移行は容易になると言われております。

しかしながらそれがどの程度のものなのかをお答えする資料や情報を現状では持ち合わせていないというところでございます。以上です。

1 番（齋藤光君）

ご答弁ありがとうございます。

移行しやすくなる、容易になると言われているということをお聞きいたしました。

もう最後になりますが、そうなった場合、やはり非常に大変な作業になると思います。システムの種類、見積もりなど、様々なベンダーさんとやりとりをして、情報収集をして、佐川町に今何が必要で、どのシステムがどの箇所に必要なのか、いろいろと考えてシステム利用料、膨大になっていくのはしょうがないことだとは思いますが、考えていただきたいと思います。

今回、教育課題とデジタル化移行への課題について質問させていただきました。教育課題では国や県に及ぶ質問がありました。本当にご答弁ありがとうございます。デジタル化に関しては、やはりなかなかデジタル苦手やという方々も多い中で、いろいろ調べ工夫してくださってご答弁をいただき感謝しております。

これで私の今定例会での一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、一番、齋藤光君の一般質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩します。

休憩 10時40分

再開 10時55分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、2番、岡林哲司君の発言を許します。

2番（岡林哲司君）

2番議員の岡林哲司です。

議長にお許しをいただきましたので、通告書にしたがいまして質問させていただきます。

今回は特に項目が多いので、テンポよくしゃべってまいります。その流れで前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、昨年9月定例会で質問し、今年度から事業化をしていただいております、猫の不妊去勢手術費用の一部補助について伺います。今年度の現在までの制度の利用の状況と、今までの周知の状況を担当課に伺います。

住民課長（真辺美紀君）

岡林議員の質問にお答えいたします。

当町の猫の不妊去勢手術費補助金制度は、本年の4月より事業を開始いたしておりまして、現在の利用状況でございますが、11月末時点で9名の方から申し出がございましてオスが6匹、雌が9匹の合計15匹となっております。

周知の方法につきましては、町のホームページや広報誌等により、補助事業内容を周知させていただいております。以上でございます。

2番（岡林哲司君）

事業の開始、初年度ということですね、確か30匹分ほどの予算を組んでいただいていたと思いますが、現在のところ15匹ということで周知がまだ行き渡ってないのかもしれない。

私も各地域で取り組みをされている方、また新たに猫を飼い始めた方などに周知をしていきたいと思っております。

次年度も引き続き周知も含め、取り組みを続けていただきたいと思います。野良猫は餌が十分な状態で自由に繁殖した場合、1組の猫からですね、1年半で50匹以上に増える可能性があると言われております。

この補助事業の効果として、猫の殺処分が減る、虐待が減る、事故が減る、苦しみが減る、そして地域でのふん害による衛生面でのトラブルや感情面での住民トラブルを抑え、QOL、いわゆるですね、クオリティーオブライフ、つまり生活の質の向上につながってまいります。

また、地域で活動されている方にお話を伺うと、野良猫はまず捕まえるということが大変で、やっと捕獲してもすぐに手術に連れていけるわけでもなく、数日間、体調を見ながら保護をして、それから病院に連れて行き、手術を受け、

また術後の体調を見てから、地域に返すというような作業が必要だそうです。

その間の餌代や病院の手術代と、それ以外の初診料やワクチン代などもかかり、大変なご苦労をされているようです。

TNR活動、捕まえて去勢または避妊をして返すというような活動になるんですけども、そこで提案をさせていただきます。

野良猫を捕まえるのにかかる労力を少しでも軽減するために、町が人を派遣するというのは難しいと思いますので、町が何かしらこの野良猫の捕獲をサポートできるような方法をご検討いただけないでしょうか。

そしてもう1点。現在の補助の手続きの方法は、野良猫の去勢手術、避妊手術に取り組む方の負担がかなり大きいので、所定の用紙に記入をして病院に提出をすれば、直接、手術代のほうから補助額を減額していただき、後に町と病院がやりとりをするというような補助方法が取れないか、ご検討いただけないでしょうか。

もちろん申請者の納税状況の確認など今、要件にされてますのでハードルはあると思いますが、以上2点について担当課のご見解をお聞かせください。

住民課長（真辺美紀君）

補助金の手続きと捕獲のサポートをという2点につきましてご回答させていただきます。

本町では、猫の手術後に補助金の申請をしてもらっておりまして、手術費用を一度全額負担してもらっております。けれども、申請される方々の負担が少しでも軽減されますように、近隣の県内の市町村との情報も収集しながら、良い方向に改善できるように検討していきたいと考えております。

また、飼い主のいない猫を捕まえて病院に連れていくことが難しいとの声をこれまでもたくさんいただいておりますので、こちらのほうにつきましても、申請される方の負担が少しでも少なくなるような方法を、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

2番（岡林哲司君）

非常に前向きなご答弁ありがとうございます。

引き続き、地域のQOLを上げるために良い制度になるように、よろしくお願ひいたします。

次の項目に移ります。

ブラジルとの交流事業についてという項目で質問させていただきます。

11月7日にブラジル連邦より、西森ルイス弘志連邦議下院議員とアサイ市の方々が来町され、水野龍氏の史跡、佐川町内の案内や、歓迎会の式典、歓迎懇親会などが開かれました。

私も朝から同行させていただきまして、今回まず交流の内容について伺うつもりでしたが、行政報告ですでに町長から報告がありましたので、もし担当課から交流内容について何か付け加えることがありましたらお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

岡林議員のご質問にお答えさせていただきます。

重立ったものは町長の行政報告に載せさせていただいておりますので、細部に見ますといろいろあれですけど、大きくは行政報告のとおりとなっております。以上でございます。

2番（岡林哲司君）

行政報告のとおりということ、交流事業の当日はですね、担当課はもちろんのこと、役場玄関での大勢でのお出迎えなど、皆様お疲れ様でした。西森ルイス下院議員にも、みずからのルーツがあるまちを楽しんでいただけたというふうに思います。

また数名、来町くださったアサイ市の一行ですけれども、アサイ市は1次産業を主体とした、佐川町と人口規模の近く、日系人コミュニティーがしっかりしている自治体だというふうに伺いました。

そこで今後ブラジルとの交流事業についてということ、今後どのような交流をしていくかお聞かせください。

町長（片岡雄司君）

岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

西森ルイス弘志さんの訪問につきましては、行政報告でも報告申し上げておりますので省略させていただきますが、今後の交流についてということですが、高知県内からはですね、ブラジルを初め南米移住される方も多く、以前はいくつかの自治体で姉妹都市として交流してきたとも聞いております。

しかしながら現在は、移住をされた方の3世、4世の世代となり交流活動が少なくなっているのも現状でございます。ブラジルの都市との交流となりますと、様々な問題もあるかと思えます。全く昼と夜が逆転している国でございますので、今後、今回ですね、こうした交流を機にいろんな分野におきまして交流していくことが可能なものか、またどういったことで、今後ブラジルと交流ができるかということはしっかりと考えていきたいと思っております。

この前の西森下院議員の訪問の際にですね、私との話の中で、ぜひですね、10月以降にですね、今度は佐川町から訪問をしてもらいたいということをお願いしております。10月というのは選挙の時期が、それ以降ということだと気を使っていた面はあるかとは思っています。

宮崎議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、やはり今、円安とい

うことですね、旅費、ホテル代にしてもですね、かなりのお金がかかってくるというような状況でございます、なかなかみんなですね、20人で行きましようとか、そういうことはちょっと難しい状況だと今の現状は考えておりますので、世界の情勢を見ながらですね、しっかりと、一度は行かなければならないとは思っておりますが、高知県のほうにもですね、西森さん何度か来て、私も今回で4度目か5度目の一緒に夕食会をさせていただいておりますので、ぜひ移民の方がどういう生活をされておられるのか、3世、4世の方がどういった、今の現状はどういったことなのか、ブラジル自体も、これも行ったこともありますのでぜひ訪問したいとは思っておりますが、どういった交流ができていくのかということとはしっかりと担当課と一緒に協議をしながら、県も含めてですね、勉強させていただきたいと思っております。以上でございます。

2番（岡林哲司君）

前向きなご答弁ありがとうございます。

西森ルイス下院議員ともお話を、町長、懇親会されてましたとおりに、来年の10月以降ということで、こういうことは事を急いてもなかなか成果にもつながりにくいと思えますし、町長もおっしゃいましたようにどういった両町、両方の自治体にとってメリットになるような交流ができるか、これをやっぱりしっかり考えていかないといけないというふうに思います。

また、町長も行きますよと言っていたので今後の、来年の10月も含めてですね、今後のつながりになるようにぜひ頑張りたいというふうに思います。

そしてこの項目で最後にはなりますが、まず先進地に国際交流を学ぶことからということで、先ほど町長のご答弁の中でもブラジルは行ったことがないし、なかなか未知のところはどういうことかわからないということもありました。

今回、アサイ市からの一団を、佐川に来る前にですね、お迎えに兵庫県の加古川市まで大石県議会議員に同行して、私と齋藤議員とでお迎えに行っておりました。その際に加古川市長さんや、加古川市の国際交流協会の事務局長さんにいろいろと国際交流についてお話を伺うことができました。

兵庫県がパラナ州と提携する中で、加古川市はどこよりも活発にマリンガ市というところと姉妹都市交流を続けております。そこに蓄積された国際交流のノウハウやグローバルな人材の育て方など、佐川町としても大変学ぶことが多いというふうに思います。これから国際社会で佐川町としてどのようにグローバルな人材を育てていくか、それを考えるためにも一度、加古川市に国際交流事業の視察に行ってみるといえるのはいかがでしょうか。ご答弁お願いします。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

岡林議員のおっしゃるとおり、加古川市はブラジルのマリンガ市と姉妹都市として長年にわたり交流を続けてきているとお聞きをしております。

加古川市ではですね、この交流事業を加古川市国際交流協会が中心となって交流事業を進めているとのことですので、どのような交流事業を進めておられるのか、また行政との連携をどのようにしているのかをお聞きし、必要に応じて現地へもお伺いするなど、勉強していきたいと考えております。ぜひ一度ですね、機会があれば視察をさせていただいて、どういった交流をしているのか、また費用がどれぐらいかかっているのかということなどを勉強させていただきたいと思っております。ぜひ岡林議員も勉強と一緒にさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

2番（岡林哲司君）

前向きなご答弁ありがとうございます。

このマリンガ市もそうですし、先日ご来町いただきましたアサイ市もそうですけれども、同じパラナ州の中にあるということで、加古川市長からはこれから新しく国際交流に取り組むということであれば、なかなかその町単独で向こうに行くというのも難しいと思っておりますし、もし可能であればその近くのマリンガ市まで一緒に加古川市の皆さんと一緒に行って、そこから分かれるような形にすれば、初めて行くときももうちょっと行きやすいんじゃないでしょうかというような提案も、これはもうフランクな会話というか、公式な発言ではないですけれども、そういうようなことも言っていただきましたので、ぜひこの加古川市への視察も、またご検討いただいたらと思います。

そして町長の答弁の中でも、日系人も3世、4世になってなかなか日本との関係が薄くなってきているというところです。それが実際の問題だと思いますが、この水野龍氏がつないだ日伯の関係をですね、ぜひ水野龍氏のルーツがあるこの佐川町が、私達がつないでいけるようになればいいかなと思います。はい、この項の質問は以上で終わります。

3つ目の質問に移ります。

次に、訪問介護事業所についてというテーマですが、3月、9月定例会での質問に続いての質問となります。

質問に先立ちまして、まず最初にですね、前回の質問の中で、訪問介護事業所の事業規模の金額について、介護保険事業の中で介護保険計画を含む訪問介護事業全体の規模について確認をさせていただきます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

前回の定例会の一般質問の際にご質問いただきました内容については、訪問介護サービス、それから訪問介護支援、いわゆるケアプラン計画の策定、これを含めまして1億4千万円の規模となっております。以上です。

2番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

前回の質問の趣旨としてはですね、最初伺ったときにヘルパー事業のほうの7千万円規模というふうなことでした。私の認識の中ではこの1億4千万円ぐらいの規模の事業だということの認識で、もし佐川町からこの訪問介護事業がなくなってしまうと、この規模の金額が町外へ流れることになるというような趣旨での質問でしたので、ここで確認をさせていただきました。ありがとうございます。

それでは前回の質問以降の経過、どのような動きがあったかお聞かせください。坂本議員の答弁と重なる部分があれば、簡潔で良いのでお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

9月議会以降、町内の訪問介護事業所に出向きまして、人材育成などについて意見交換を行っております。

併せて報酬改定による経営状況の影響を確認する、把握するために報酬改定前後の比較可能な資料を収集をしております。

また県や近隣自治体への訪問介護事業所への対応の聞き取りを行い、これらを材料に健康福祉課内において対応策の協議を行って、その結果として令和7年度の当初予算において、町内訪問介護事業所に対しまして、令和6年度保険請求実績額、これをベースとした給付金の予算要求を行うこととしております。

併せまして、人材育成についても町内の事業所にお話をさせていただき、委託の関係もありますので専門的な内容になりますので、前向きなお答えをいただいております。

これにつきましても、介護職員の初任者研修を行うということで令和7年度予算のほうに予算要求をいたしております。以上です。

2番（岡林哲司君）

前回9月以降、大変に気を利かせたというか、企業にとってどのような状況になっているかというような調査をしていただき、またそれに対してどのような対策をするというような実行していただいているというふうに認識をいたしました。

人材育成事業についてですね、前回の西森議員、下川議員と私の質問以降、町としてしっかりと計画をいただいているようですが、この人材育成事業についてどのようなスタンスでこの事業に臨むか、先日の坂本議員のご質問の中でざっくりとした予算要求の予定額というのはお伺いしたんですけれども、受講者の目標数など、資格取得の目標設定などがあればお聞かせください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この人材育成の研修につきましては、令和7年度の予算を要求するというところに当たりまして、近隣自治体で行っている研修の状況、こういったものも確認をしております。

そういったところですね、やはり受講者のほぼ全員が現在、介護施設職員であり、新たな人材ということではないということのようでした。またですね、平成30年まで佐川町の社会福祉協議会で開催しておりました、ヘルパー養成講座でもほぼ同様な感じですね、介護施設職員さんであったというふうに聞いております。

そこでですね、広く新たな人材、介護人材の確保を確保するということが目的として、何ができるかというところではありますが、まず1つ、受講者の負担を少しでも軽くするというところで、またですね、対象を、これはまだ検討段階ではありますが、一般の町民の方というところで話をさせていただく。それから受講者の自己負担としてはテキスト代、こういったものも普通かかりますけれども、そういったものも含めてすべて無料で受講可能とするということを考えております。

あとですね、これは町がやるということになりますけれども、実際は事業者のほうに委託をしてということ想定をしております。その受託者とですね、またこういうものが予算が決定すればですね、コミュニケーションをとりながらできるだけですね、事業者とも協力をさせていただきたい。それから積極的にですね、こちらの委託元としてもどういったことができるかということを考えていきたいというふうに考えております。以上です。

2番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

それこそ過去の状態を見ますと、介護施設の職員さんが主だったということで、昨日の坂本議員の質問の中でもありましたが業界的にですね、訪問介護の初任者研修、それに変わる前の制度も含めてですが、を受けた方が皆、この訪問介護の現場に就職するわけではないというふうにお聞きしております。

課長も先ほどおっしゃいましたとおり、介護の部門で働きながらスキルアッ

ブのための受講者もいらっしゃるということで、完全にそこをシャットアウトするということも、例えばそういう方も訪問介護の現場に出てくる可能性もありますので、完全にシャットアウトするというのではなく、また新たに訪問介護の部門にですね、人が入って来ていただけるように、例えば高校生とかにもお声掛けをしてみるとか、様々な方法があると思いますので、いざというときに現場に出られる人間をですね、1人でも多く育成することが重要だと考えます。

町には育成事業を引き受けてくれるその受託事業者に積極的に協力してですね、より多くの人材を育成していただきたいというふうに思います。課としての取り組みの心構え、先ほど課長からも言っていただきましたので、ここの質問を省略したいと思います。続いて今後、国や県の動向に注視し、対応をといることですが、今回この9月議会からの期間でですね、県への情報収集など様々なこともしていただけてますし、引き続きこれについても取り組んでいただきたいと思います。

今回の国の介護報酬改定が、国全体、特に地方において大きな波紋を起しております。それを受けてですね、高知県としては独自で大きな予算をつけることは難しいので、国が調査をして介護報酬の改定を次に行うまでは、現行のシステム上、加算を多く取ることを事業者に勧めてですね、事業者の収入を少しでもサポートしていくというようなことを県は考えているようです。

ところが地元の事業者に聞きますと、加算を取ると一旦事業者に入る額は増えるんですけども、この処遇改善加算などはすべてその働かれているヘルパーさんにその金額が行くということで、またその金額が上がることで利用者さんの負担額も上がり、例えば月4回使えたものを3回にしないといけなくなったりですとか、逆に今話題になっておりますその103万円の壁でですね、働かされてる方への報酬が上がることで働き控えが起きたりとかいう可能性もありますので、その辺も考えながらまた、その取得に向けて事務手続きのハードルなどもなかなかあり、この加算の取得に取り組めなかったというような現状をお聞きしております。

ただ、県ともつながりを持ってですね、今後ちょっと加算の取得に取り組んでいこうかというようなことも仰ってましたので、町としてですね、今まで以上に国や県の情報に敏感になっていただいて、しっかりと地元事業者に情報提供などのサポートができる体制づくりをお願いしたいと思います。これについて担当課長のご見解をお伺いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

まずですね、基本的に介護保険、このサービス事業者への報酬、この体系につきましては国が責任を持って対応すべきというふうには考えております。

その上でそういった国が仕組みを決めるところの中でですね、先ほどおっしゃっていただきました、今回はですね、国とか県の動きもあるというふうに聞いております。

まだなかなか具体的に市町村にはおいてはきていない状況はありますが、しっかりとですね、こういったところ、担当課としても県の先ほどの対応策。それから国の今調査をしている中でのですね、対応。こういったところもキャッチをさせていただきながら、あとはですね、事業者、コミュニケーション取ってですね、例えば先ほどおっしゃっていただいたような、仕組みの中での弊害的なもの、そういった現場の声、そういったものも聞きながらですね、必要に応じて県、国へも声を上げていきたいというふうには考えております。以上です。

2番（岡林哲司君）

前向きなご答弁をありがとうございます。

今回の質問の中で今回の報酬改定での減額分の補填を、次年度の予算当初予算で考えていただいているということで、この、やはり地域に残るですね、訪問介護事業所と一緒に町が手を取り合ってこの介護難民を発生させないというような取り組みを引き続きお願いしたいと思います。ありがとうございます。

続いて防犯灯材料支給事業についてという質問に移ります。

まず今年度の予算利用状況、次年度に向けての方針を伺います。防犯灯設置補助事業と材料費、これは自治会に支給してます材料の支給費の分です。それぞれお答えください。

総務課長（片岡和子君）

それでは私のほうからは、防犯灯の補助事業についてお答えをさせていただきます。

今年度につきましては、12月初めの時点で24自治会に新設9件、LED化1件、更新36件の合計46件に対しまして、101万2千円の補助を行っているところでございます。そのような状況にはなっておりますが、本年4月頃から故障によります取り替えに伴う補助金の交付申請件数が激増しているところでございます。

このため、当初予算計上額のみでは対応が不能となりまして、6月には増額の補正予算をお願いし、また11月には可能な範囲での予算を流用して対応してまいりました。

そして、というところで対応してきたんですけれども、想定以上に申請件数

が増加し続けました関係で、予算不足状態に陥ってしまいまして、本定例会のほうに、さらに増額の補正予算のほうを増額をお願いしているという状況になっております。以上です。

建設課長（吉野広昭君）

私のほうからそしたら材料支給の、現在、現状についてご説明をさせていただきます。

令和6年度、これ11月末現在ですけども、材料支給した件数については12件で決算というか、金額的にして77万8千円です。

ただですね、令和3年度においては31件の支給件数で186万4千円でしたので、近年はですね、減少傾向にあるというふうに思っております。

2番（岡林哲司君）

具体的な数字をありがとうございます。

まず防犯灯のほうから質問していきたいと思いますが、今回の議会でも補正が上がっておりますが、今年度中にですね、残りの期間に、もしまた不足したとか、またしそうな場合ですね、この冬場の時期というのは暗くなるのも早いですし、早急に対応をお願いしたいと思います。

また、防犯灯の支柱の設置や、交換に関する補助額などを次年度に向けた計画はどのようになっていますかという質問だったんですけども、先日、西森議員のほうからも質問がありまして、これについても増額を予算要求する方向でやっけていただいているというところがございます。物価高騰の折ですね、計画も予算取りも大変だと思いますが、前回の質問でも言いましたが防犯灯の役割は非常に多岐にわたります。住民が安心して生活できるように、ぜひ配慮をお願いいたします。

先日、西森議員の質問でもありましたが、予算枠が確定しない中での先だった工事の支払いってというのは、職員にとってはなかなか判断が難しいところだというふうに思います。

実際私も監査をさせていただいております、職員の方はいろんな持ってこれるところから様々流用とかをさせていただいて、自治会の防犯灯の付け替えができるように非常に努力をさせていただいて、途中経過も見させていただいております。

その中で、やはり予算が不足したときですね、これを住民の生活の安全の面からですね、いざというときに予期せぬ事態として、予備費の活用であったりですとか、ある程度の件数がまとまったときに、町長のほうに専決をいただくですとか、補正のための臨時議会を招集したりですとかコストがかかる話だと思いますが、この防犯灯がですね、切れている状態。完全に消えている状態

はなくて私もタイムリーにですね、昨日帰ってすぐ近所で新しく防犯灯が切れかかっているのを発見しまして、どんな状態かといいますとLEDのライトが点滅をしております。ずっと一晩中点滅しておりますので、その光が家の窓から寝室などに当たるような方は非常にストレスがかかる状態だというふうに思いますので、各自治会の会長さんからですね、総務課にもかなりお叱りの声もあっていると思いますが、何とかこの防犯灯の改修に関しては、迅速に対応ができるような手だてをぜひご検討いただきたいというふうに思います。

西森議員から、自動点滅器の外付けのものにも補助というのがありました。LEDの灯体本体よりも、耐用年数が短い自動点滅機の外付けっていうのも1つのやり方かもしれませんし、一体型のほうも進歩してますので、様々研究をいただいてですね、どちらのほうが後々の経済的な効果が高いか、また長い期間利用できるかなど、そういうふうなシミュレーションも必要だというふうに思います。

話を戻してですね、直近のLED防犯灯の壊れ方を見ても点滅をしていることが多くてですね、町内、今歩いて回っても、私が知ってる限りで4カ所か5カ所ぐらいの防犯灯が点滅をしているような状態だというふうに思います。

西森議員の質問で出ましたこの自動点滅器っていうものはですね、これは暗くなったときに照明を点灯させるというような装置で、これが故障した場合は点滅ではなくずっとつきっ放しになったりとかいうようなことですので、もしかしたら灯体本体自体の基盤などの故障かもしれません。これは私も専門家ではないので、いろいろインターネットなどで情報収集して思ったことなんですけれども、初期のLEDは言われていたほどの耐用年数がなかったりですとか、あと熱に弱いということで、今年の夏の猛暑などの影響もあって一気に故障が進んだというような可能性もありますので、その辺も含めてしっかり調査をしてですね、住民の方に安心して生活いただけるような防犯灯の予算の計画、また今年度中も何とかその手だてができるような対応をお願いしたいと思います。

続いて自治会の土木工事に関する材料支給事業の持続性について伺います。

材料支給にて地域の道路や歩道の維持を自治会にお願いしているということですが、今後の自治会もちょっと人数が減ったりですとか、活動がなかなかしにくいというような状況が発生しております。その中で今後のこの事業の持続性をどのようにお考えか、担当課長にお伺いいたします。

建設課長（吉野広昭君）

そしたらお答えさせていただきます。

まずは町道の維持修繕管理につきましては、原則として道路管理者である町のほうが行うのが基本となっていることは間違いありません。

ただですね、町全体で考えてみますに、路線延長が長くてですね、老朽化が進行していることもあってですね、即対応することがなかなか困難な場合もあるというふうに思います。

そのため地元の道路環境をよく知っておられる自治会に材料支給を行うことで、即対応、修繕ということが可能となり、また歳出予算のほうも抑制することができるため、お互いにとってですね、メリットがあるというふうな方法であると考えてます。

ご質問にありますとおりですね、近年は高齢化や人口の減少化が進んでですね、自治会への材料支給による対応が困難となってきておることは事実でありますけれども、今後もですね、自治会に今ご協力をいただきながら、共同によるきめ細やかなインフラ整備、効率的な予算執行に努めてまいりたいと思っております。

またですね、なお自治会からですね、工事要望を受ける際は、現場の状況にも応じてまず材料支給についてご検討していただいて、それが不可能である場合にはですね、町発注の施工に切り替えると、臨機応変に対応していきたいと考えております。

あとは蛇足になりますけども、先だって町内の建設業協会の方と懇談の際にですね、町長のほうから、少額になるかもわからないけれど自治会のほうでなかなか対応ができない場合はですね、協力をしてくださいというお願いをしたところですね、私の心証としてはですね、特に異論なく、建設業の方もですね、受け取っていただいたというふうな印象です。

2番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

先ほどの1個前の今年度の使用されてる事業費とか、そういうところの質問でもありました令和3年度より大分額が下がってきているということで、これは額が下がっているのが、もしかしたら自治会自体が、もう手が回らなくなってなかなか工事ができないということもあり得ると思います。

先ほどの課長のご答弁の中でですね、町内の土木業者のほうも好意的に自治会への協力を言っていたらということなので、引き続き私自身ですね、例えば今までこの材料支給でやってた事業をもうできなくなったとき、町が全部やったらいいとかいうふうな思いではありません。

やはりその住民自治という考え方からですね、地域の方とそういった技術を持った土木業者の方との共同で、一緒にそういうふうに維持ができていくべきだと思いますし、その維持がもう本当にできなくなった地域っていうのはもう人が住まなくなったような地域にもなると思います。

今後、人口がここから何十年かで半分になるというような推定が出ている中でですね、やはりこの道をずっと全部管理していくというのは、不可能な部分もありますので、そのあたりの選択もしながら、これは非常に苦しい選択に我々これからなっていくと思いますが、そういう選択も必要になってくると思います。ただ、自治会の活動がですね、しっかりと続いている間は、町もしっかり自治会に協力をしてですね、この道路の維持管理ができていくように願って、また町のほうも積極的に協力していただけるようお願いしてこの質問を終わりたいと思います。

次に、道の駅の今後の計画について伺います。

まず初めに道の駅の今年度の状況と今後の振興計画についてということで、まず道の駅の今年度の経営状況について、売上、入れ込み客数など、シンプルに去年との比較などの報告をお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、岡林議員のご質問にお答えいたします。

令和6年4月から11月末現在のレジ通過数は、道の駅の物販で約9万1千人。その他テナント等で約8万1千人となっております。売り上げにつきましては、4月から9月までの上半期におきまして、物販販売テナント料、手数料合わせまして約7,400万円となっております、上半期のみで収支を見ますと黒字という状況となっております。

また、昨年度の比較としまして、テナントさんの売り上げ、またおもちゃ美術館の売上すべてを含めた、道の駅エリアすべての売り上げの上半期では、約2億1,880万円となっております、前年比83%という状況となっております。以上です。

2番（岡林哲司君）

初年度がですね、途中の6月からということもあって、なかなかそこと比べるというのは、まだまだ丸2年経ってないので難しいところもあると思いますが、少し下がってきていると。これはらんまんの特需もオープンの特需もあったという中では、比較的、売り上げ的には頑張っているのかなというふうな数字に感じました。

先日、高知新聞にですね、道の駅の人気ランキングなるものが掲載されておりましたが、それについては確認されておりますでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

私も高知新聞の人気アンケートのランキングを見まして、佐川町の道の駅は8位ということで、全体的にオリジナリティーのあるグルメとか、体験とか、

ご当地キャラがいるような道の駅が上位を占めてたのかなという印象を受けました。以上です。

2番（岡林哲司君）

去年度、らんまんの特需もあってですね、あれだけあれぐらい多くの人に来ていただいて、何かこう8位っていうのはですね、私個人としては、もうちょっと上において欲しかったなというふうに感じます。

このアンケートについては、高知新聞が登録されてるLINEや様々な電子媒体でのアンケートを行った結果らしいですので、これが実際の来ている人全員に聞くとか、住民全員に聞くとまた違った結果になるのかもしれないですけども、こういうアンケートもですね、やはり上のほうに表示をされると、職員も含めて町民もテンション上がってくると思いますし、そうなるように、なっていくように努力をしていく必要があるというふうに思います。

他の道の駅をいろいろ見ていきますと、何年かごとにリニューアルをしたりですとか、新しい要素を追加したり、少しずつお客さんを飽きさせないような計画をされていると思います。

これはもちろんソフト事業、いわゆる運営の力が大きいですが、ハード面でのサポートも重要だというふうに感じております。その取り組みとして、今後、町としてまきのさんの道の駅佐川の振興計画やバージョンアップ計画のようなものがあるか、担当課長に伺います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

町長の行政報告にもありましたが、年度内に電気自動車用EV充電設備を設置する予定としております。設置につきましては、7月にプロポーザル方式により設置事業者を選定いたしまして、EV充電設備用の用地につきましては無償で使用させることとしまして、事業者は自己の負担と責任によりEV充電設備を設置して維持管理、営業するというようにしております。

道の駅に関するハード整備につきましては、このEV充電設備の設置により、一定完了しているものと考えております。

今後につきましては、サービスや商品のブラッシュアップなどソフト面を充実させていく必要があると考えておりますので、引き続き一般財団法人しあわせづくりと一緒に取り組んでいくというところで考えております。以上です。

2番（岡林哲司君）

行政報告にあったとおり、今年度中に電気自動車の充電スポットが整備されるということで、この運営自体を受託の企業が行うということで負担は特にかからず場所を貸すようなことでお聞きしました。

住民のほうからもですね、この道の駅の駐車場にEV自動車の充電設備をというような大きなお声もありましたので、一定この町民の声を、道の駅のハード整備に実現させていただいてるというふうに感じました。

続きましてこのバージョンアップにも関連するんですけども、今までもう何度も議会で取り上げてきました、議会が各地で行った議会懇談会でもですね、大きく声が上がった公園のトイレの設置について伺います。

利用者や住民の多くから、多くの声が挙がったこの遊具公園のトイレの設置について、これまでも私以外の議員からも複数質問が挙がっていますが、町としてはコスト面を考慮して設置しないという方向ということでした。その後何か変更はございますでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

ご質問いただいた後、利用の状況等につきまして、管理をしていただいている一般財団法人しあわせづくり佐川にも聞き取り等も行っておりますが、現状で申し上げますと利用の状況、現状を勘案して設置をしないというところで変更はございません。以上です。

2番（岡林哲司君）

変更はないということで、これまで道の駅のトイレや、敷地内通路でクレームや事故などの報告はありますか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

まきのさんの公園の利用に関しては、6月議会でも議員からもご提案をいただきましたので、トイレが道の駅側にあることであったり、距離が遠いことなどの掲示物によって利用者のほうにお伝えするようにはしております。

現状、公園側にトイレがないことで、直接的なトラブルとか事故という報告は上がってきておりませんので、重大なものとしては、そういったことが重大なものは起こってないという認識でございます。以上です。

2番（岡林哲司君）

特にクレームや事故の報告はないということですが、私もたびたび公園に行ってですね、子供を連れて行っているいろいろ話を聞く中で、やはり子供がトイレに間に合わなかったりですとか、あと山手側にある水路のところですね、用を足すようなお子さんを何度か見かけたりですとか、あと道路に飛び出す子、あとですね、トイレに向かうのに車に乗って上がって行ってそのまま直進して逆走で道の駅のほうに上がっていくというようなことも目撃をしました。

クレームや事故の報告としては上がってないということですが、以前も課長

は参考にされてましたグーグルのレビューや、インターネットの投稿など、そういうところでも特にネガティブな投稿とかはないでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

グーグルのレビューというのはちょこちょこ確認はさせていただいておりますが、公園のオープン以降、そういったネガティブなコメントというのは書き込まれておらずに、どちらかといえば好意的な書き込みが多いというところで感じております。またそういったインターネット以外でも、道の駅のスタッフ、また役場の職員、人づてに聞いたりもすることがありますが、そういった形で情報収集等はした上で、道の駅運営側とも共有しているという状況です。以上です。

2番（岡林哲司君）

ネガティブな投稿というのはないということですが、具体的に今まで行った情報収集というのはどのようなものを、どのような情報収集を行ってきたかをお答えください。

産業振興課長（下八川久夫君）

情報収集としましては先ほども少しお話をさせていただきましたが、道の駅に直接届くお声、また役場に直接届くお声、あとは知り合い等を通じて人づてに聞こえてくるようなご意見等について、道の駅と共有をして必要な対策については実施をしていっているというところでございます。以上です。

2番（岡林哲司君）

道の駅や役場に直接届く声などの情報収集を行ったということで、これは直接公園で遊んでいる利用者さんにアンケートを行ったような状況ではないというふうに認識をしました。

課としては積極的な調査は特にしてないが、クレームなどの書き込みとか、そういった直接のクレームなどがないたため不安はないもの、不満はないものだととらえているというような感じですかね。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

当然、公園側にトイレがあるほうが利便性が向上するということは認識はしておりますが、現状ないところで大きな問題はないのではないかとというような認識をしております。以上です。

2番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

今回ですね、私以外の13名の議員の皆様にも、ちょっとこのトイレについ

て伺ってみました。トイレを作って欲しいという住民の声を一度でも聞いているという方は、14人中過半数以上の9名の方でした。それぞれの意見として、トイレを作るべきが6名、あればいいがコスト面のことがあるのでうーんというような答えが6名、要らない・必要ないというお答えが2名でした。

公園の遊具設置検討委員会の中からもトイレの設置についての声があり、議会が行った住民懇談会でも全5地区の全テーブルでトイレの設置を求めるような声がありました。

今までの定例会でも、複数の議員からトイレの設置を求める質問もありました。以前、山本議員からも質問がありましたが、例えばインクルーシブの遊具を置いてるということで、課長は車椅子をついてトイレまで坂を上がってみましたかというような質問がありましたが、これはやってみましたでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

実際に車椅子を用いてというところはやっておりませんが、まっすぐ公園側から出た通路を道の駅に直進して上がるというところでは、あの傾斜はかなりきついというところは認識をしております。以上です。

2番（岡林哲司君）

実際に今回聞き取りした中でも、身体障害者の団体がですね、一度来てインクルーシブ遊具ができたということで聞いてみたけれども、ちょっともう利用者さん連れてくることはできないというようなレビューがあったというふうにも聞いています。

この公園の設置目的が道の駅への集客というものにあるのであれば、この公園ができてからどれだけその役割を担っているか、どれだけ売り上げにつながっているか、そしてトイレがないことがどの程度影響しているか、影響していないか。以前から質問していましたインクルーシブの視点から、障害者の団体への聞き取り調査を行ったのかなど、しっかりとした情報収集や調査をされた上での判断なのか。それらが集まった上で、公園にトイレはなくても全く道の駅の集客には関係ありませんというようなことであれば、それはそれで納得できますので、また次回以降の定例会ですね、伺っていきたく思いますので、情報収集などの検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、道の駅の南側の芝生広場をもっと集客ができる場所にとということです。

先日、さかわでマルシェが2日間開催されまして、キッチンカーや飲食店、雑貨店さんなどのテントが並んで、大変ににぎわっておりました。しかしながら年間をとおして見ますと、イベント数が非常に少ないというふう感じてお

ります。

皆さんはご存じでしょうか。芝生広場には実は電源を取れる場所がありません。道の駅の建物から、コードリール等で電源を引っ張ってくるしかないというような状況です。

先日のさかわでマルシェのときも、キッチンカーで来られた事業者さんが電源があるもんだと思ってきたけれどもないということで、困った状況になりかけた。たまたま他のキッチンカーの方が予備の電源を持っておられて、それをお借りすることで事なきを得たようですが、イベントや出展をするにあたってですね、もちろん発電機という方法もありますが、例えば2千ワットほどのガソリン式の発電機が、1日レンタルして2万円プラス燃料代ほどのものがかかります。そしてそのエンジンの騒音や排ガスの問題もあります。これからゼロカーボンシティに向けた取り組みをすることもですね、電源ボックスの設置というのは有効な手段であるというふうに思います。

そして音楽やダンスのイベントをやろうと思えば、ステージを構える必要があります。レンタルのステージ、これがですね、畳1畳あたりのサイズで1日5、6千円ほどかかります。一般的なダンスなどの舞台としてのスペースを確保するのに、これが約20組ほど必要です。そうすると1日当たりステージを構えるだけで10万円ほど、安定したものを構えるとなったらそれぐらいかかる。もしくは、役場の前で青年部もイベントをしていますが、大きいトラックを持ってくるという方法もありますが、あそこの芝生の上のほうってというのはトラックをとて入れるような状況ではないですので、そういった安価なステージってのは構えにくいと思います。

ステージには安定性と安全性が必要です。その点、盛り土でステージを作ればいつでも使えて両方の要素もクリアしますし、まきのさんの道の駅に合った植栽なども可能ではないかというふうに思います。

そこに雨天時など、必要なときにテントを張れる屋根の骨組み、イメージとしては越知町の宮ノ前公園のステージの屋根の骨格状のようなものがあれば、維持費もそれほどかからないと思いますし、雨が降ってもステージができるというようなものが、安価に実現できると思います。

今年の6月に道の駅の1周年記念イベントが開催されましたが、あのときもステージを組んで電源を持ってきて、音響を組んでということで、最初の見積もり額では100万を超えていたというふうに伺いました。ここにステージ、屋根、電源があれば、かなりローコストでイベントが開催することができます。せっかくたくさんの方が集まれる広場がある、そして駐車場もある。これからの道の駅はいかに集客を続けていくかというところが肝になってきますが、芝

生広場はその集客イベントをするのにすごくいいスペースです。

両サイドに電源ボックスがあり、そして芝生広場の奥のほうを見て、右の奥のほうに盛り土のステージがありということになれば、もっとイベントがしやすいですし、また佐川町は文教のまちです。町内には音楽やダンスや太鼓、踊りなど、すいません、ダンスと踊りはかぶってました。など様々な舞台芸能に取り組まれている方々がたくさんいらっしゃいます。その発表の場、もしくはコンサートの場として利用されれば、出演者のみならず、そのお客さんも道の駅の交流人口に加わると思います。キッチンカーのイベントをするときも、いろいろな出し物をするのが容易になり、集客にプラスになるでしょう。イベント開催コストもかなり抑えることができると思います。

以前に道の駅ができる前に、同じような質問をさせていただいたときは、電源はステージのところにあればいいと思ってましたが、これはイベントを芝生広場全体を使ってやるということになれば、2カ所もしくは3カ所あったほうが効率がよいと。しかも利用するのに利用料を取ればいいことなので、ちゃんと収入としても道の駅のほうに入ってくるというふうなことは考えられると思います。

道の駅ができる以前はですね、おもちゃ美術館の中への影響もちょっと考えて、一旦質問を取り止めてた時期があります。ただ実際、おもちゃ美術館ができて1年ちょっと様子を見てきましたが、小さい子供さん用、幼児用のスペースは建物の中でさらに個室になっておりますし、おもちゃ美術館の外側には木の柵もあるので、外の音もよほどの大音量で流さなければ影響は少なそうです。

佐川の昔から、今回、西森議員の質問でもありましたが、ナウマンカルストの舞台も撤去されてなくなりましたし、町としてこの音楽やいろんな芸能の開催できる場所として、そして人が集まる場所として、この電源ボックスの設置と、盛り土のステージの設置をぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

芝生広場に関しましては、マルシェイベントや、あとは保育園児等の遠足であったり、休日の家族の方などの多用途な用途でご利用いただいております。

今年度、芝生広場で実施したイベントに関しましては先ほど議員もおっしゃいましたが、道の駅の1周年祭を含めまして3回実施してきております。いずれも多くのお客様に来ていただいて、にぎわっているというところになっております。

ステージや電源設備があることによりまして、イベントに幅が広がり、出店

者などの利便性が向上するということは理解をしておりますが、イベントを開催するにあたっては、出展者の募集や調整、スケジュール管理、イベント費用の捻出、会場設営など非常に多く、目に見えないところでの時間や労力が要するということになっておりまして、今の道の駅の体制運用においては、開催できるイベント回数というのは限られていると感じております。

ステージや電源設備の必要性につきましては、芝生広場の活用方法と合わせまして、管理運営を担っていただいている財団法人しあわせづくり佐川と協議を進めていく必要があると感じておりますが、現時点では整備する予定はないということでお答えをさせていただきます。以上です。

2番（岡林哲司君）

トイレに続いてですね、この電源ボックスとステージの設置についても予定がないという、はっきりと回答いただきましたが、今回、この9月議会からの期間でですね、この道の駅の運営の団体のほうからも、何かイベントをしたいがちょっと音響関係でいろいろ教えていただけないかということで話をいろいろしました。その中でも、やはりイベント開催をするときにその電源や舞台や音響やというところでかなりコストが上がって、そのイベント開催がやっぱりできないと、思うようなイベントができない。

今回さかわでマルシェについても、町内で安価に何とか音響、いろいろキッズダンスですとか、太鼓ですとかいうような出し物も運営のほうは考えていまして、音響を何とか準備できないかというようなことでしたが、電源もコードリルであるそこまで延ばすと、電圧が不安定になって音響機器に損害を与える可能性があるので、電源から構える必要があるなど、様々な条件でコストが上がって、結局イベントの出し物自体を断念してテントでの出店やキッチンカーの出店、そして軽くBGMを流す程度というところに落ち着きました。

これがですね、その電源ボックスとステージ等々があれば、もっと人を呼べるイベントになる可能性があるので、もちろんこの場ですぐやってくれというのは難しいということもわかってます。

ただ、その運営団体、特に副町長もしあわせづくりの代表理事でありますので、運営のほうともしっかり話をしてですね、この今私が提案してるトイレじゃなくてこっちの電源ボックスと盛り土のステージっていうのは本当にローコストで、維持費もそれほどかからなく、そして集客に確実に繋がっていくと思いますので、ぜひまた運営団体も一緒にですね、前向きに検討を進めていただきたいと思います。

道の駅では、カウンターテーブルの設置や外のベンチの設置など、状況やお客様の声を取り入れて少しずつ良くなってきています。これは担当課のご尽力

が形になっている分野というふうに思います。私がお話をしたお客様も、中のテーブルが増えてよかったとか、座って飲食できる場所が増えてよかったなどお褒めの言葉もいただきました。

現場から聞いた話ですが、他にも担当課は道の駅のほうにですね、何かの予算をつけようと努力をしてくれてたというふうに伺っております。それは残念ながら財政でカットされたので実現しなかったというふうにも聞いてるんですけども、道の駅はですね、佐川町にとって確実に成功に導かなければならない施設です。

そのために、トイレのことや電源ボックス、盛り土のステージなど、集客に関係することを今回取り上げました。今後もいろいろあちこちの道の駅に私も行くのが趣味ですし、いろんなところを勉強してですね、提案をさせていただきますので、ぜひ様々なことをいろいろ研究して、前向きに検討いただけたらと思います。この項については、ここで一旦終わります。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで食事のため、1時30分まで休憩します。

休憩 12時00分

再開 13時30分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番（岡林哲司君）

お昼休みを挟みまして、少し眠気の来る時間になるかもしれませんが、引き続き、たくさんまた項目ありますので、ちょっと早口でしゃべっていきたくと思います。よろしくお願いいたします。

6番目の項目に移ります。

佐川高校の存続について、高知県の高等学校再編方針を確認するというところで、前回の内容と一定重複いたしますが、現在の高校再編計画の基準を町としてどうとらえているか、またそれに対する取り組みはどのようなことをされていきますか。お答えください。

教育長（濱田陽治君）

岡林議員のご質問にお答えをいたします。

まず再編の方針です。高知県教育委員会は生徒数の大幅な減少への対応、グローバル教育の推進、震災に強い教育環境の整備などのために、平成26年度から令和5年度までの10年間の県立高校のあり方と方向性について、基本的な考え方と具体的な実施計画を示したところの、県立高等学校再編振興計画を策定し、その基本的な考え方の中で、過疎化が著しく近隣に他の高等学校がない学校について、適正規模の基準として地域の学びの機会を保障するための最低規模を1学年1学級20名以上として維持するとしております。

これについてですね、子供たちの教育と地域の振興を考えたときに、佐川町のみならず、仁淀川流域の最高学府である佐川高等学校の存続と振興は不可欠であると考えております。

ところが20名をさすがに切りますとですね、部活動を含めてできること、できないことということが出てきまして、教育活動に制約が出てきます。結果、教育効果の上でどうなのかということになってきます。ということでこのためにですね、佐川高校の生徒数の減少傾向は憂慮するところと考えております。

これを解決するためには、佐川高校が教育の質の向上による魅力化を進めて、地域の中学生に選ばれる学校になることであると思っております。

このために教育委員会としては、中高生会議をやってみたりですね、高等学校の教員が中学校へ出前授業をしたりとか、さくら咲くプロジェクトを中学生が見学に行ったりとか、このようなことですね、教員と子供や教員や子供たちの交流をするということ働きかけたりということをしております。教育委員会のレベルでは今のところ、以上です。

2番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

県の方針の出ている中で、佐川町の教育委員会としても子供たちが地域愛を育むような取り組みをしていただいている。また、高校とのつながりが少しでもできるようなことをしていただいているというふうに受け取りました。

前回の議会での答弁、町としてできることを全力で取り組んでいくというご答弁ありましたけれども、令和7年度に佐川高校に対してどのような支えを検討しているかというのを伺います。

町長（片岡雄司君）

岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

前回の議会での質問でしたので、今すべての支援策について計画はできておりませんが、町といたしましては子育て支援に努め、少子化に歯止めをかけていくことと、佐川高校の取り組みを見守りながら、地域に根差した佐川高等学校を後援する会や佐川高等学校定時制教育振興会を通じての支援とあわせて、

佐川高校を応援する機運を醸成し、様々な場面で設置者である高知県教育委員会への地元自治体として存続と、充実を求め働きかけてまいりたいと考えております。

また来年度に向けまして、県の教育委員会から佐川町高校校生徒数確保のため、関係町村をはじめ関係機関による共同体コンソーシアムを設置し、それぞれの役割と具体的支援について協議し、実行するための行動計画とともに進捗管理をしていくという提案があり、現在実施に向けて準備をしているところでございます。

今後、直接の当事者である佐川高校が何を課題とし、何を目的としているのか、どのように考えているのかが何より重要となりますので、生徒、教員、教職員、保護者が一体となった議論の盛り上がりを期待しながら、3月末に示されるという県の県立高等学校再編振興計画の具体的な内容がどうなるのかを注視していきたいと考えております。その上で、コンソーシアムでの協議の中で県に求めることと、関係町村において支援できることを考えて施策に反映させていきたいと思っております。

なお、合わせまして前回も回答させていただきましたが、何より佐川高校の校長先生をはじめ教職員の方々にも、今まで以上にしっかりと存続に向けて取り組んでいただくことを、しっかりとお願いをしていきたいと考えております。以上です。

2番（岡林哲司君）

町長ありがとうございました。

佐川高校に対して前回からまだ3ヵ月ということ、なかなか次年度の計画全部ということではないということですが、高知県との連携ということで、コンソーシアムで関係自治体とその関係者とで、共同で佐川高校をどうやって生徒数を増やしていけるかというようなことに取り組んでいくという新しい動きが出てきたことが確認できました。

県との共同での構想であるということですので、前向きに佐川高校の魅力化の方向性が出てくることを期待しつつ、また次回以降もこの経過を伺いたいと思っております。

中山間再興ビジョンの目標値である、全県的には地元からの進学率50%というふうにされてますが、先日、教育長ともお話する中で、中山間の地域の学校ではこれが進学率30%を目標にということをお伺いしましたので、ただ、これでもまだ結構高い数値だというふうに感じています。

JRが通っているという佐川町特有の地理的な要因もありますが、中山間地域再興ビジョンが目指す魅力化への取り組みとして、新しく佐川町にできる図

書館と佐川高校との連携や、佐川中学校や佐川小学校と高校との連携強化、また一般の事業者である農協や商工会との協働など、いろいろなことが考えられますが、佐川高校独自の魅力化に佐川町ができることとは、一体どういったことでしょうか。担当課のご意見をお願いします。

教育長（濱田陽治君）

ご説明をする前にですね、30%というお話を少しさせていただきます。

去る10月11日に、町長室で町長と私と、日高村佐川町学校組合教育長と、県教育委員会の担当課の関係職員、佐川高校の校長先生により、開催された県立高等学校のあり方に関する意見交換の場で示されましたところで、この次期の再編計画、再編振興計画についての案の中でですね、努力目標として令和10年までに佐川町、仁淀川町、越知町立の各中学校から佐川高校への進学率をそれぞれ卒業する生徒の中から30%として、入学者としては令和10年度までに40人以上達成するのを目標としたいという、こういう文書を見ましたが、これもまだ案の段階です。はい、これはちょっとご説明でした。

続いて魅力化のために新図書館とかですね、それから小中学生との交流についてということがおっしゃいましたので、そこについてのご説明をいたします。

来る12月20日から供用されます町立図書館さくとにつきまして、佐川町立中学校と佐川高校による中・高生会議の中で、さくとにおいてつながり広場として交流目的のイベントを実施し、読み聞かせや工作などをしたいとの提案があり、現在実施に向けて準備をしております。このような取り組みは、佐川高校の魅力化についての可能性の1つになるのではないかと感じております。

さくとは資料の充実とともに、町内各文化的施設とのネットワークやインターネット空間に学びを広げる、学び合いの広場としてイベントや展示ができる交流スペース、学び合いスタジオや、佐川町や高知県の関係資料に特化している佐川スタジオと、それから読書や学習に集中できるじっくりスタジオなど多彩なスペースと十分な機能を備えております。

これらは高校生の学びの場や居場所として最適であり、佐川高校でのさくら咲くプロジェクトなど、同校の特色ある取り組みを支援する上に大いに活用してもらえるのではないかと期待をしておるところです。

次に小中学生との交流ですけれども、小中学生との交流。これにつきましては、佐川高校に対する理解と期待を広げるためには必要不可欠であると考えております。高校の施設の活用や教員の交流も含め推奨したいと考えております。例ですけれども、佐川高校に立派なお茶の練習場があります。佐川小学校にはお茶のクラブがあるんですけど、児童がですね、高校生と一緒に練習をすると。こういう場面を想像すれば、充実した県立高等学校での施設で高校生と交流をし、

いい印象を持ってですね、ここへ行きたいなというような影響を受けていくんじゃないかなということを考えます。

それと、ふるさと教育を一層充実させまして、郷土に対する愛着を育てるとともに、さかわ未来学構想とさくら咲くプロジェクトの連携強化を中心に、町立小中学校児童生徒と佐川高校の生徒たちの交流と教員間の交流の一層の活発化を検討して可能なものから取り組んでいこうと考えております。以上です。

2番（岡林哲司君）

教育委員会のほうでも様々な取り組み、連携などを検討いただいているということで、特に新しくできる佐川町立新図書館のさくところにおいてはですね、様々なデジタルの技術ですとか、いろんなインターネットを介した発信ですとか、そういったこともできるというふうに伺っておりますので、ぜひこの中山間にある町としては、この発明ラボも含めて、デジタル機器なども活用してですね、佐川町独自の佐川高校の魅力化というのに取り組んでいけたらと思います。

私もできるだけ勉強、研究して、またいろんな提案もさせていただきたいと思いますし、現在、周辺の各自治体の議員同士でですね、集まって佐川高校を何とか維持していこうという勉強会も開催しておりますので、また引き続き、佐川高校の魅力化というものについて皆さんと一緒に頭を悩ましていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また先日、仁淀川町の子供議会にご紹介いただきましたので、傍聴に行ってみました。執行部は全員本物の執行部、首長も課長も全員リアルな執行部の皆さんで、議長以下議員がすべて中学生という状態で議会が開催されておりました。中には、ちょっと大人もざわざわするような再質問もございまして、緊張感があってすばらしい取り組みだったというふうに思います。

以前にも私も提案させていただいたこの子供議会ですけれども、中高生で取り組むことで、また中学生から見た高校生の憧れといいますか、ああいうふうな先輩がおるような高校に行きたいという進学のきっかけにもなりうると思いますし、今回、下川議員、宮崎議員からも投票率のご質問がありました。議会というものを体験することで、それを理解し、また投票率の向上にもつながるのではないかというふうにも考えます。

また改めて、この佐川町として今現在は中高生会議という子供たちでする会議を開催していただけてますけれども、この実際の議場を使って、リアルな執行部に質問するような形の子供議会を、佐川町としてご検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

子供議会をやりますとですね、中高生が町政について真剣に学習をするとい

う場面になると、こう考えます。

ただ以前にお答えいたしましたとおりですね、現在はその中高生がさらに一歩踏み出して、町のために何ができるのかなということを議論する中高生会議をやっておりまして、これに町執行部が参加をしていくという形で実施をしております。この中でですね、今年もたらふく秋祭りにですね、若年層の参加を広げたいという提案があって、たらふく秋祭りに参加をするということとか、先ほど申しあげましたさくとかでこういう活動をしてみたいというような提案が出ております。

こういったものの推移も見ながらですね、今後の施策展開これをどういうふうに発展させていくのかということを検討する際にですね、参考にさせていただきたいと考えております。以上です。

2番（岡林哲司君）

中高生会議のほうも一定の成果を出しているということで、すぐ簡単にこれを子供議会に変えるというのは、ちょっとなかなか難しいというようなお答えではありましたけれども、先ほども申しあげましたとおり、実際の議場、実際の執行部を前に話をするということの緊張感と、私も毎回、執行部の皆さんを前に質問を始めるときは緊張してスタートしますが、そういった緊張感があつて刺激になることも含めてですね、投票率の向上とか、議会の活動への理解にもつながっていくんじゃないかなと思いますので、またそういった点も踏まえて、検討をお願いいたします。

また、中山間地域再興ビジョンの連携加算型の事業ということで、人口減少対策の一環として、高等学校の魅力化の事業にも、この中山間地域再興ビジョンの連携加算型の部分の補助金が使用できるとの説明を高知県の担当課長からもいただきました。

教育委員会として何か、これについて取り組みを検討されているかどうかお聞かせください。

教育長（濱田陽治君）

現時点でですね、具体的な検討はしておりませんが、佐川高校振興の議論の中で同校の課題意識と目指すところが示され、学校や保護者の役割、県の役割、町村の役割といったものを検討する中で、活用できる事例が明らかになった場合にですね、町長にも相談をしながら検討していきたいと考えております。以上です。

2番（岡林哲司君）

活用できる事例がはっきりわかったら町長にも相談したいということで、またそういった事例を勉強しまして、また提案させていただきたいと思っております。

でよろしく申し上げます。

教育への投資は、まちの未来への投資だというふうに思います。未来の佐川町へしっかり投資をしていけるように、ぜひよろしくお願ひいたします。

続いて7つ目の項目に移ります。

自治体DXについてという項目で、住基データ統一化というフレーズを質問の項目にも記載しておりましたが、これは自治体情報システムの標準化という意味でしたので、文言の訂正をさせていただきます。

国が進める自治体情報システムの標準化に向け、各自治体が自治体DXに取り組んでおりますが、佐川町の計画はどのようになっていますか。

なお、DXに関する質問は、午前中に齋藤議員からも質問がありましたので、かぶる部分に関してはもう簡単に構いませんのでお願ひいたします。

総務課長（片岡和子君）

岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

佐川町の自治体DXの計画はどのようになっているかというご質問でございましたが、本町が抱えます課題とか、改善に向けた取り組み方針、またペーパーレス化、行政手続きのオンライン化、それから業務改革の実施などにつきましては、午前中の齋藤議員のご質問にもお答えさせていただいた中でお話をさせていただきましたが、総務課のほうで自治体DX推進計画と取り組みについてという資料のほうを作成いたしまして、これをもとにデジタル化に取り組んでいるところでございます。

確かこれは計画というよりも、あくまでも業務担当部門におけます業務指針を整理したもので、実際、他の市町村のような市町村独自のDX推進計画というものは作成していないのが現状でございます。以上です。

2番（岡林哲司君）

市町村独自の計画というのは特に作成していないということでしたけれども、午前中、お話をいろいろ聞きますと、担当課としては業務フローの見直しですとか、先進地であります北見市に倣った様々なことに取り組みをしていただいているというふうに午前中に伺いました。

この自治体DX、デジタル化というのは、そのときが来たら自動的に業務がデジタル化されるわけでもなくですね、着実にこのDXを進めていくためには、まず日頃からそれぞれの課が取り組まれている仕事の内容をですね、各自が整理をして、その上でどの事業をデジタル化するのかしないのかという判断を各課がして、その整理が終わった上でデジタルに強いチームがですね、それ取りかかってデジタル化していくという流れになると思います。

午前中の齋藤議員の質問の中で、業務見直しBPRという言葉も出てきまし

たが、その業務の見直しの計画っていうのは現在どのようになっておりますでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

先ほど岡林議員がおっしゃいましたように、デジタルを導入、活用することが目的ではなく、あくまで業務フローをゼロベースで見直していくこと、そちらのほうが本当に大事な肝となることだと考えております。

こちらの計画につきましては、先ほど答弁と同じようなことですが、計画的なものは策定をしておりますけれども、先ほど申しあげました総務課作成の資料におきましては、住民の利便性の向上、職員の業務効率の向上には、業務改革が必要であるという取りまとめのほうは行っております。以上です。

2番（岡林哲司君）

その取りまとめをし始めているということで、このDXに向かうためですね、担当課の人員配置についても以前に伺ったことがあります。

今回は下川議員からも新税制の可能性も踏まえた人員配置をという、人員配置に関する質問もありましたが、このDX化に向けてですね、事業の整理、チーム内での仕事、課内での仕事ですね、の共有、若手の育成が可能な環境づくりと、全体的にその事業の整理ができるというような人員配置が必要になってくると思います。

また本格的なデジタル化を見据えてですね、今現在デジタル担当を増やしていただいてお2人で活動していただいているということですが、これをまたチームに昇格させるぐらいの準備が今後必要になってくるのではないかと思います。この辺りの人員配置については、担当課のご意見はどのようになっていますか。お願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

こちらのほうも齋藤議員のご質問にちょっとだけお答えしたかなとは思いますが、担当課といたしましてはこれから今後DXのほうを進めていくためには、やっぱり1つの課だけではなくって課横断的に役場全体として取り組むことが大事になってくるかと思っておりますので、その実現に向けまして人員配置であったりとか、体制づくりのほうにも何らかの工夫ができたかなと考えているところでございます。以上です。

2番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

また午前中の町長のご答弁の中にもあったと思いますが、国の事業でDX

の専門家の派遣事業というのもされてますが、その利用の可能性はどのよう
になってますでしょうか。お答えください。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

そういった事例で、このデジタルに対して対応している市町村があると、町
村会のほうへ行ったときにもお聞きしておりますので、そういったところをも
うちょっと研究、勉強させていただきたいと思います。

ここです、その確かにDX、デジタルについての取り組みは非常に職員
の中では難しいと考えております。

今ここです、新しい課を設置するとかです、今担当の総務課の部署を
増やすとか、そういったことはちょっとお答えできませんが、着実にデジタル
に向けては、遅れることなく取り組んでいかなければならない課題の1つだと
考えておりますので、何ができるかをしっかりと総務課のほうとも協議をしな
がら進めていきたいと思っております。以上です。

2番（岡林哲司君）

すいません、午前中の町長の答弁があったので、言って急に振ったみたいにな
りましたけども、午前中それこそ齋藤議員からの質問の中で、内容で取り
上げられました北見市がYouTubeに、北見市じゃないですね、国がYo
uTubeに公開している動画で、姉妹都市の北見市のほうがインタビューに
答えて、この「業務改革のススメ」というような内容の動画をアップしていま
すが、まずそこでも取り組めるところからやってみて少しずつやってみよう
と。できんかったら戻してもいいので、とりあえずやってみようという形
で徐々に進めたそうですので、その国の専門家を利用するにしても、その手前
でまず町としてその業務の整理というのを一定してからということになると思
います。

それについては、デジタル担当のほうも総務課の皆さんも、もうすでに考
えて取り組んでいただいていると思いますので、また活用できる補助金がないか
ですとか、そういったことにも自分たちもアンテナを張ってですね、進めていき
たいと思います。その中で、佐川町の議会としてですね、次回の3月議会ま
での間に、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、議会中継に向けた整備
事業というのがありますが、その他に町として現在どのような補助事業を活用
されているか、わかる範囲でお答えください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

現在、このデジタル田園都市国家構想交付金、こちらのほうを活用して佐川

町として進めている事業について説明をさせていただきます。

まず1つ目は、ご承知のとおりこの本議会のオンライン配信や、議会資料のデジタル化など、こういったものを進めていきます佐川町議会デジタル配信事業の他、住民票や印鑑証明など、マイナンバーカードを使用する各種証明書のコンビニでの発行システムの整備や、異動届など窓口で申請を書かない仕組みなどの窓口業務デジタル化事業、最後に町内外の情報、資料を一元化に検索活用することができるポータルサイトの作成に加え、図書館システム、デジタルアーカイブ化システムを導入し、集落活動センターなど町内施設と連携したデジタル環境整備を行う、佐川町情報DXによる学び合いのまちづくり事業、この3つのいずれの事業につきましても、デジタル田園都市国家構想交付金のうち、デジタル実装タイプのタイプIという優良モデル、導入支援型という事業に基づきまして、この交付を受けて事業のほうを進めているところです。以上であります。

2番（岡林哲司君）

今お伺いした中でも様々な施策が出てきました。

大体国がこう進めてる事業っていうのは、補助金とか交付金とかもつきやすいということで、なかなか佐川町も収入が少ない町ですので、こういったテスト事業とかモデル事業も含めてですね、新しい国が進めている時期にですね、是非ともどんどん進めていただきたいなというふうに思います。

この質問の中でも出てきましたが、各課がやはり仕事の整理をしていくということが重要だというふうに感じますので、この自治体DXの質問を進めていったら、今回はまだまだそういう時期ではないと思っておりますが、最終的には各課の課長にですね、それぞれの課でどういうふうな事業の改革とか、整理が進んでるかというのを伺いする時期がそのうちくると思いますので、またよろしくお願ひいたします。

この質問はここで置いて、次8番目の質問に移りたいと思います。桜座の利用について伺います。

昨年度25周年を迎えた桜座ですが、今年度も様々なイベントを開催し、多くの方にご利用いただいているというふうに感じます。

以前は、夏休みのアンパンマンの映画一本しか自主事業費がなく、自発的な住民向けのイベントが開催できない時期もありましたが、教育次長も経験されています片岡町長の町政になってから、文化施設を維持するだけでなく、活用し町民の社会教育に役立っているというふうなことができているというふうに感じます。

そこでここ数年の年間のイベント数や、交流人口の状況はどのようになっているか、担当課長にお伺ひいたします。

教育次長（廣田春秋君）

岡林議員の質問にお答えいたします。

まずイベントの件ですけれども、いわゆる桜座でやってるということで自主事業ということになりますけれども、この自主事業についてはコロナ前から、先ほどおっしゃったようにアンパンマンの映画上映のみということが続きましたけれども、コロナ後にはコンサートの開催や講座の事業など、自主事業が増えております。

令和4年度はサックスの四重奏のコンサート等、発表の機会を創出するためのロビーコンサートの事業も開始をしておるということになります。

令和5年度につきましては桜座25周年ということもあり、また併せて朝ドラということもありまして、イベントの開催がとても盛んになっておりまして、らんまん関係の事業としましては、NHKの番組の公開収録や、ギターコンサート、そして25周年事業としましては演劇の公演や、商工会の青年部と共催をしてロックコンサートや、駐車場でのお祭りなども実施をしております。また併せて講座事業として、演劇やサックスの講座を開始をしております。

これ入場者数で見ますと、令和4年度は3事業で約260人、令和5年度は8事業で約1,500人というような入場者数になっておりまして、これがどれだけ交流人口に当たるかというのがなかなかわかりにくいところですが、特に5年度事業につきましてはらんまん関係やこのロックコンサートということの影響もありまして、町外、あるいは県外からのお客さんも多かったというふうに聞いておりますし、講座事業でも町外から継続的に参加をいただいているということも聞いております。以上です。

2番（岡林哲司君）

ここ数年の各イベントの開催状況と来客数ということで紹介いただきました。

去年度、令和5年度は桜座25周年もあり、らんまんもありということで、なかなかここ近年にないぐらいのが桜座を利用していただいたというふうに思います。

イベント数がコロナ以前の数に戻り、また夜間のシフトを伴う住民向けの人気のサックス講座や演劇講座などいろいろな講座を実施していただけることで、館の運営、人間的にワンオペ状態になったりすることが多くて、なかなか年次休暇も希望日に取れないなど、人員体制にご苦労されているというふうに話を聞きました。

他の課にも、以前も人員体制を取り上げましたが、次の世代へつなぐ人材育成とかも踏まえた体制づくりというのはどのような感じでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおりですね、月に一、二回ですけれども、確かに1人勤務という日があるということは承知をしているところです。ただ人力的にはですね、4人体制ということもありですね、プラスですね、ヘルプで入る技術職員の予算措置もしております、これまでの体制と比べて、特段今、人員が少ないというわけではありません。

ただ一方でですね、貸館業務、それから自主事業業務も増えているということもありまして、職員のローテーションを組むのに苦慮しているということも理解をしているところです。

そこで議員提案の人材育成を踏まえた体制づくりというところですが、議員もご存じのとおり、桜座の業務はちょっと特殊なところもあるということもありまして、これはなかなかそういう技術を持った人をすぐ雇うというのは難しいというのが実情です。

そこで現場で学びながら技術を習得するということが必要であるというふうに思いますので、先に述べたローテーションとの兼ね合いというのがありますが、事業を実施をしながら、育成も共にやっていくという、そういうことがうまく回るようなマネジメント、こういうところについてですね、ちょっと桜座の現場職員にもちょっと相談をしてみたいというふうに思いますし、指導が必要なところは指導していきたいというふうに思っているところです。以上です。

2番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

なかなか桜座の仕事というのは、文化会館で技術的なところもありますし、お客さん対応ということでちょっと商業的な部分もあり、なかなか一般の事務の仕事とは一緒にはできないところがありますので、そういう意味でのあそこで長いことを務めていただけるような技術を持った職員の若手の育成というのも、また今後検討していただきたいですし、今、せっかく利用が活発になってきてですね、桜座を知る機会も多くなってきています。

開館今年が26周年ということで、桜座で成人式を迎えた方も25世代を超えてきたということで、やっぱり地元の方に愛着を持っていただける館をこれからも維持していくためにですね、引き続き運営のほう、よろしく願います。

以上でこの項目について終わります。

最後、マムシの血清についてということで、町内の病院におけるマムシの血清の配置状況をお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

それでは岡林議員のご質問にお答えいたします。

マムシの血清につきましては、当院に在庫はございますが、外科の常勤医師がいないことから、マムシにかまれたときの咬傷処置ができません。

町内での保有状況につきましては、医療機関や薬局を探す厚生労働省提供の医療情報ネット（ナビイ）でマムシ抗血清で検索し調べましたところ、清和病院さんが保有していることとなっております。

医療機関を受診の際は、事前にお問い合わせいただくようアナウンスをされています。以上です。

2番（岡林哲司君）

今現在は清和病院に設置をされているということで、以前にちょっとインターネットで検索をしたところですね、実は高北病院も、そのマムシの血清があるというふうに表示をされておりました。

ただ、その病院に状況を伺いますとですね、マムシにかまれたっていう救急の要請があった場合は、救急車で高知市内方面に搬送するというふうにお聞きしております。そういった状況についてのちょっとご説明をお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

マムシの咬傷の治療につきましては、治療開始から長時間の経過観察等が必要であり、通常、数日の入院となります。

この間、患者の症状を確認し、マムシ抗血清の投与も検討することになりますが、マムシ抗血清の投与はアナフィラキシー等の副作用のリスクが高いこともあり、適切な対応処置が必要となります。

また咬傷後の腫脹、腫れですね、が強くなってまいりますと、神経や血管への圧迫症状が生じてくるようであれば、緊急皮膚切開など外科的な処置が必要となります。

現在、当院のほうは外科の診察日が月・水・金の午後でありまして、常勤の外科医師がいない当院では、入院による患者の管理が困難な状況であり、そういったことから先ほど議員がおっしゃいましたように、高吾北地域におきましては、マムシにかまれた際の救急搬送は、高知市方面の管外のほうへ搬送しているとお聞きしております。以上でございます。

2番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

マムシの血清の使用時にですね、最新の処置する場合には入院を伴う全身管理が必要で、現在その処置ができる病院が近隣にないために、救急隊も高知市内に搬送しているというふうに伺いました。

ということですね、インターネットで調べると、高北病院にあるということが出るので、もしかまれたときにパッとスマホとかで調べるとですね、高北病院に行こうということになりうる可能性があります。

そういった点で、今現在では、高北病院には常勤医師がいないためそういった入院の管理ができないので、高知市方面に搬送しているということですので、マムシが活動する時期にですね、町の広報やLINEなどを使って、そのかまれたときの対応というものをしっかりと周知をしていくということが必要かと思いますが、それについてはどう思われますか。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

マムシにかまれましたときの咬傷処置につきまして、周知はしていきたいと思っております。大体夏までにはですね、広報等に掲載をさせていただき、また高北病院のホームページのほうでもですね、周知に努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

2番（岡林哲司君）

周知をしていただけるということで、大体マムシの活動期が4月から11月ということで、やはりかまれたときというのは、慌ててどうしたらいいかということで情報を調べたり、今は手元にスマホがありますので、それですぐ調べるといようなことになります。

その時に二度手間になるとですね、その運ばれる方とか病院に行った方も、ここじゃ無理ながかということ焦りが出てくると思いますので、そういったことがないように周知のほう、ぜひよろしく願いいたします。

走り走りになりましたが、以上で本定例会で私が予定をしておりましたすべての質問を終わります。丁寧なご答弁ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で2番、岡林哲司君の一般質問を終わります。

引き続き、4番、田村幸生君の発言を許します。

4番（田村幸生君）

議席番号4番、田村幸生です。議長のお許しをいただきましたので、通告書にしたがいまして質問をさせていただきます。

まず最初に、佐川地区管内緊急用ヘリコプター離着陸場の整備についてお伺いをいたします。

このことにつきましては、昨日西森議員の質問にもございましたので、重複するところは簡略して説明をいただいて結構ですので、よろしく願いをしたいと思います。

佐川地区と加茂地区を中心にヘリ要請を行う霧生関の離着陸場は、道の駅設

置に伴い廃止となり、2年を経過しています。このテーマにつきましては、令和4年12月議会で質問をさせていただいた経過もございます。

霧生関の離着陸場廃止後は、臨時対応として佐川サッカー場を使用しているということは、ご承知のとおりであります。

ドクターヘリは、駐機場所にもよりますが、出動要請後、佐川サッカー場へは10分前後で到着します。ドクターヘリの要請のタイミングにつきましてはいろんな場面が考えられますが、119番での救急要請があった時点での通話内容による要請が最も多く、そしてヘリコプター離着陸の安全管理対応のための署員の出動もそれに合わせて行われています。

佐川サッカー場だと、高吾北消防署から救急車が出動し、現場対応、搬送時間とヘリ離着陸時間がほぼマッチしておりますが、これを佐川町外、例えば越知等に迂回となると、たとえ数分であっても人命救助に影響する恐れが予測されます。

令和4年12月議会での私の質問への答えは、加茂地区への候補地を選定したので、位置関係を確認し、加茂地区限定となれば佐川に候補地を探して整備するっていうお話をいただいております。しかしながら、廃止して2年を経過した今現在において、加茂地区への設置が厳しくなったことによりまして、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備の進捗は進んでないと判断できます。

万が一のとき、住民の命に影響することはご認識のとおりですが、安心して暮らせるまちづくりのためには、早急に解決が必要な重要課題であります。

このことを踏まえて、片岡町長が思う整備の重要性の再確認とお考えを、改めてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

町長（片岡雄司君）

田村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

緊急用ヘリポートの整備につきましては、災害の発生など有事の際や病院への緊急搬送など、住民の生命と安心して暮らせるまちづくりのために大変重要な取り組みであると認識をしているところでございます。

霧生関ヘリポートの廃止後、1日も早く整備をしたいと取り組みを進めてまいりましたが、現状は厳しいものとなっております。議員の皆様をはじめ住民の皆様に変なご心配をかけているところでございます。

緊急用のヘリポートにつきましては、佐川町全地区を地理的、機能的にカバーできるだけの整備が理想だと考えております。

現在、黒岩と尾川地区にはヘリポートが整備されておりますので、残る3地区をカバーできるヘリポートの整備が必要だと考えております。

こういった田村議員からもご質問がありましたが、早急に整備をすべき事業であると認識をしております。以上です。

4番（田村幸生君）

ありがとうございました。

片岡町長の住民の命に関わることなのでっていう、真剣な熱い思いをお聞かせいただきました。本当にありがとうございます。前向きな思い、感じ取ることができました。

ここで片岡町長のお考えをお聞きしたところでありますが、担当課にお伺いをしたいと思います。

佐川町での緊急用ヘリコプター離着陸場整備の取り組みに向けた、設置計画の見直し、廃止後2年を経過していますので、いつまでも待っているわけにもいきません。いつごろをめどに計画を進めるのか、考えられる範囲でご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

田村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨日、西森委員からのご質問に対してお答えした内容と重複いたしますが、ご了承いただきたいと思います。

加茂地区の候補地への整備を断念しましたのち、以前の候補地選定の際、条件外としておりました切り土や盛り土などの工事が必要な場所も含め、再度、加茂地区内及び新たに佐川地区も含め洗い出し作業を行い、6カ所の整備候補地のほうを抽出いたしました。この6カ所につきまして、3つの項目について総合的に考慮いたしまして、検討を行ってまいりました。

3つの項目というのが、1つ目が佐川町内で離着陸場、未カバーエリアとなっている加茂地区や佐川地区、斗賀野地区をカバーすることができるかどうかといった地理的条件。

2つ目には、災害対応時には当該離着陸場と現有する周囲の施設と一体的に使用することにより、防災対応機能を高めることが可能な場所。

そして3つ目に、周囲の環境整備概算事業費。こういった3点のほうを総合的に考慮いたしまして検討を行いました。

この中から最優先順位の候補地を役場内部で定めまして、関係機関のほうに現地の状況を確認していただいたところ、いくつかの課題が実際のところ出てきておりますけれども、今後も関係機関と連携しましてその解決策のめどを立て、整備可能な状況となれば、皆様、それから関係者にもご説明をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただけますようよろしくお願いしたいと思います。

そういったことで場所の候補地のほうを1カ所に絞り込んでおりますので、調整ができて整備可能な状況になれば、1日も早く、速やかに必要な調査であったりとか測量とか設計のほうを実施して工事に移りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。

1カ所に絞ってるっていうこととお話をお聞きしました。

1カ所に絞ってから後が大変なので、是非ともよろしくお願いいたしますと思いますが、再度、設置に向けてはやっぱり協議とか検討とかが必要になると思われれます。やっぱりスピード感を持って、2年待った、また2年、3年、4年待ってねってということにはならないように、もう一度だけスピード感持ってやっていただけるっていう、ご答弁いただけたらなと思うんですけどいかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

緊急用ヘリポートの整備につきましては、先ほど田村議員がおっしゃるスピード感が大切になってきますが、場所を選定してですね、地権者、また周辺の住民の理解を得るなど時間を要することがあります。その中で、また協議していく中でですね、1人でも反対があれば進んでいかないのが現状となっております。

町としましては、可能な限りスピード感を持って早期整備を図ることができるように事業を実施してまいりたいと思います。

2年待っていただきましたので、2年、後かかるようなことは、そういう遅れをとらないように全力で頑張ったいと思いますのでよろしくお願いいたします。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。

町長の力強いご答弁いただきました。

ということになりますと、以前におっしゃられてました、加茂地区の離着陸場の整備を断念したってことは、地元自治会はもう了解済みということでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

加茂地区で、産廃の関係で地域振興対策協議会のほうがございまして、そちらのほうで経緯の報告、ご説明もさせていただいているところでございます。

以上です。

4番（田村幸生君）

ありがとうございました。

力強い、待ったなしでお願いできるというようなお話をいただきましたので、1つ目は以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

2つ目は、学校給食の食べ残しを減らす取り組みの現状と役割について伺いをいたします。

このことを取り上げたのは、先頃行われた学校訪問での給食の試食後に、給食の食べ残しがあることや、それを焼却しているとの話をお聞きしたことがきっかけであります。

食べ残しを減らす取り組みをお聞きする前に、日本の食料自給率について少しだけ触れたいと思っています。

ロシアによるウクライナ侵攻を背景に、国内でも食糧価格が高騰し、食糧危機という言葉も聞かれます。また、生産農家も肥料などの生産コストの上昇により、厳しい経営を強いられています。その不安の背景には、食料自給率が低く、食の大部分を海外へ依存している実態があります。肥料や飼料なども同様になっています。

今年はお米の価格が少しだけ上がりましたが、業者はすぐに価格の安い海外の米輸入額10万トンへ飛びついています。予定量がすぐに底をつくという状況が続いていると聞き及んでいます。

このことは、減少の続く国内の稲作農家にとどめを刺すような行為に感じます。日本の食料自給率は1961年に78%ありましたが、2021年には38%。穀物自給率で同じ期間で照らし合わせますと、75%から29%まで低下をしています。飼料自給率も21年の時点で25%です。

併せて輸入飼料分をカウントしない肉類の自給率は、牛肉が10%、豚肉が6%、鳥肉が8%しかありません。

このことは国外の要因により輸入が停止した場合は、直ちに食糧不足が起きかねない危険をはらんでいます。国内においてはこれからも気候変動の加速により、記録的な猛暑や度重なる大雨、台風の大型化やゲリラ豪雨など異常気象の頻度が高まり、農業生産への被害がさらに高まることが予測されています。

これから未来を担う子供たちへの食育、環境教育などの命を育む教育は地域にとっても大切なテーマだと感じています。

それでは最初に、食べ残しが発生することに対し、考えられる原因を教えてください。よろしく申し上げます。

教育長（濱田陽治君）

田村議員からの残食についてのご質問にお答えをさせていただきます。

これにつきましては佐川小学校や斗賀野小学校からは、欠席の子供の分、それから好き嫌いがある、食べ慣れてないものがある、食べる量が少ない、食べる速さが遅いなどの報告があり、佐川中学校でも子供による差はありながら、これと同様の状況であるとの報告があります。

ところが一方、例年、例年ってのはこれ、私が赴任して以来ですから12年ほどの間にですね、年間通じてほぼ残食がゼロというのが尾川小中学校です。

これについては小学校以来、食べ残しをしてはいけないとの指導もしていないにもかかわらず、食べ残しが少ないことが当たり前となっており、休んだ子供の分もみんな食べて残りが出ないと聞いており、これを対比しますとですね、その課題というあたりが鮮明になるかと。原因としては食べ残さないことが習慣化している以外に、小中学生ともに休み時間よく体を使って遊ぶ。歩いて登校できる子供はほとんど歩いて登校をしていることが考えられるということが報告として受けております。

このことから考えますと、早寝早起き朝ご飯で元気に遊んで登校し、よく学びよく運動すれば自然と空腹となり、結果として残食が出ないということになり、その逆になると残食が増えるというふうに考えられます。以上でございます。

4番（田村幸生君）

丁寧な説明ありがとうございます。

やっぱり残食はできるだけ出ないっていうことに尽きるのではないかとこのように思っております。

嫌いなものがあるから、言われましたように量が多すぎるから残る、あるいは時間が足りない、そういった原因もあろうかと思いますが、尾川小学校の残食がほぼ出ないという、そういったことは、やっぱりご家庭の教育もあろうかということも自分自身も感じられました。

それでは、改めてになるところもございますが、学校給食の食べ残しを減らす取り組み、それから併せて給食センターにおいて、子供たちの残食を少なくする工夫してるところがあれば、一緒にお聞かせいただけたらありがたいです。いかがでしょう。

教育長（濱田陽治君）

お答えをさせていただきます。

給食センターでは児童生徒が食べにくい豆類やキノコ、魚、海藻、これらを使ったメニューは人気のあるメニューやデザートと組み合わせたり、学級の実態によってご飯の量を調整をしたりしております。また給食だよりを通じて家庭にも残食の量や食品ロスについての情報の発信をしております。

残食の多い小中学校では、食の細い子供さんには量を減らして、苦手な食材や料理については少しでも食べるように指導し、時間のかかる子供にはせかさずに時間を延長するなどの取り組みをしております。以上でございます。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。

せかさずにということで、本当にそれは大事だと思っています。

私自身も小学校6年生のときに、実はほうれん草が嫌いで、給食にほうれん草が出て、その給食休憩の時間も5時間目が始まるまでほうれん草を食べていたということで、結局残したんですけれども、5時間目にトイレに行って戻ったという経過があります。それ以来、ほうれん草は食べてない現状がありまして、そういうことですごい関心がございます。そういうことでお聞きをさせていただきました。ありがとうございます。検証も講評に対しても、一緒にお話いただきましてありがとうございます。

それでは、過去の残食量の推移と、それから1人当たりの年間の食べ残しの量はどの程度になっているのか、お聞かせください。

教育長（濱田陽治君）

お答えをいたします。

令和5年度は200日給食を実施いたしまして、全校で1日平均20.5キログラムと、年間4トン103キログラム、4トンと103キログラムで、1人当たりで計算しますと、1日25.3グラム、年間約5kgです。

今年度は令和5年度に比較するとわずかに減少傾向にあります。

それ以前となるとデータを持っておりませんが、大体、毎年報告を受けておるところではさほど変わった状況とは聞いておりません。以上です。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。

200日の給食で、年間4トンちょっとということで、残食があるということで、それにも若干驚いているところでもありますけれども、全国的にそれが多いのか少ないのかというのはわかりませんが、残食はできるだけ少なくにこしたことはないかなというふうな、今お聞きして感じているところでもあります。

それでは、今後、佐川町で食べ残しを減らす取り組みの実施について、お聞かせいただきたいと思っております。

このことは、長野県のモデル校においては、児童に対する食育、環境教育の授業への取り組むことによって、食べ残しが34%削減されたとの報告もございます。また、全国にはすぐれた取り組み事例もございます。ご答弁をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

教育長（濱田陽治君）

食育とかですね、環境教育でこの残食も減ったと言うお話だと思いますので、その方向でお答えをさせていただきます。

食は生命を維持するために他の生命をいただくと、ある意味神聖な行為で、子供たちにとっては大切な体を成長させていくために必要欠くべからざるものです。このことから、食前にいただく命と食事として提供されるまでに重ねられた労苦、おいしいものを食べさせたいとの思いに感謝する意味から手を合わせていただきますとこう言います。

また、議員ご指摘のとおり食料自給率も低い中でですね、もったいないというかつて当たり前と言われておった言葉が死語になったかのようです。最近、飢餓の心配をせずに食べ残しの心配をするようになったというのはごく最近と、日本国の長い歴史の中でもこれはごく最近のことです。何かあるとまたということも心配されます。

こういうことを考えますと、これらのことから給食を十分食べられない、結果として残食が多いということは、子供たちのために残念であり、かつ心配なことで、食べ物大切さを含めて食について総合的に学ぶ食育というものは一層推進する必要があると考えております。

子供たちには栄養教諭や、佐川町の場合は栄養士だけではなくてですね、栄養士ではなくて栄養教諭という指導ができるものが赴任しております。学級担任からの指導を充実させてまいります。同時に給食無償化の趣旨もあわせて、家庭にも一層啓発をしてまいります。

さらにですね、先ほど尾川小中の例を申し上げましたけれども、令和4年の調査以来、課題となっております子供たちの生活リズムともこれは密接に関わっておりますので、この改善に向けて取り組みもあわせて推進をしてまいります。以上です。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。

しっかりと子供たちのためにも、取り組みは進めていただきたいと願っています。

私自身も佐川小学校の1年生、2年生に対しまして、芋の植え付けから収穫までっていうことで、うちの家の前まで来ていただいて、植え付けから草引きから、それから収穫まで、一緒にこっちが楽しませてもらっている経過もございますけれども、命の大切さにつきましては、常に来ている子供たちにはお話をしている経過もございます。ありがとうございました。

これからも残食を減らすための授業、積極的な取り組みをお願いして、次の

質問に移りたいと思います。

関連した形ではございますけれども、学校給食の残食のリサイクルへの取り組みについてご提案をさせていただきます。

まず、学校給食のリサイクルに取り組む意義について触れたいと思います。そのあと、片岡町長にお考えをお聞きしますので、よろしく申し上げます。

食品ロスの削減は、国連持続可能な開発目標、SDGsの目標になっています。2030年までに小売消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料廃棄を半減するというものです。

学校給食調理施設も、食品廃棄物、食品ロスが発生してる主施設の1つです。国が定めている食品リサイクル法基本方針において、学校給食調理施設は、食品関連事業者の取り組みに準じて、食品循環資源の再利用などを促進すべき施設と位置付けられています。

食の循環を意識した食育の推進が、食育の重点課題になりつつあります。国が定めている第4次教育推進基本計画では、食品ロスの削減のために何らかの行動をしている国民の割合を80%以上にすることが目標に定められています。

さらに、令和元年10月には食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、地方公共団体が食品ロスの削減のために、施策の策定や実施の責務を有することが定められています。

以上のように、環境負荷を減少させるためいろいろな目標が設定されています。このことを踏まえ、現在は取り組まれておりませんが、学校給食の残食リサイクルへのお考えをお聞きします。よろしく申し上げます。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

学校給食の残食のリサイクルにつきましては、全国では、1つの例を挙げますと養豚業者などに引き取っていただいているところもあるということは私自身も確認をさせていただいております。

しかしながらですね、私も教育長のご答弁にもありましたが、よく学びよく運動すれば、残食も減るのではないかと考えております。まずはですね、残食を減らす対策を強化していくことが大切だと考えております。

子供たちが今日の給食も美味しかったと思えるような味つけや献立を給食センターで工夫していただいておりますし、子供たちの成長において、安全な食材や栄養バランスを考えて調理をしていただいております。

議員の皆様にも、学校給食は試食をいただいておりますが、本当においしいという意見をいただいております。

日本だけでなくですね、世界には多くの、この給食を食べれない子供たちが

多くおります。その中で、今後におきましてもですね、引き続き残食を減らすために給食センターと学校が連携し、出前授業を行うなど食の大切さなどについて引き続き啓発していかなければならないと考えております。

またですね、ご家庭の食事におきましても同様に取り組んでいただくため、保護者の方々にもバランスよく食事をとることの大切さを伝えていくことが重要だと考えておりますので、そういったことも続けていきたいと考えております。以上でございます。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。

残食をできるだけなくすということがまず前提ということの町長のお話をいただきましてありがとうございます。まずはそれが重点ということで先ほど私もご質問させていただいたことでございます。

では、残食のリサイクル。当然、ゼロになるのが理想ではありますが、1つのアイデアとしてお聞きいただければと思っております。

私自身の野菜づくりは、牛ふん堆肥を投入して耕して、土づくりができた畑に種をまき大切に育てて収穫をします。そして、はちきんの店を通じて給食センターへ提供をしています。孫に、今日の給食のおかずにはおじいちゃんとおばあちゃんが作った野菜が入っているよって伝えると、孫の学年のその日の残食がなくなったという声をお聞きします。地元で取れた野菜が給食に出ることは、生徒たちにとっても大切なことなんだと感じた瞬間でした。

しかしながら、先ほど来お話が出てます残食につきまして、残食が現状あると。それを清掃センターで焼却をしているというお話をお聞きすると、何とか環境にやさしい方法で対策ができないかなとついつい思ってしまう。

今は調理くずや食べ残しを清掃センターで焼却しているということなのですが、そうしますと二酸化炭素も発生しますし、環境負荷もかかります。理想は理想でありますけれども、残食がない、調理くずが出ないということは、まず不可能だということでもあります。

給食センターから出た調理くずや食べ残しを堆肥化する、そうすることで畑の土づくりに投入し、そこで種をまき、そして収穫をして、それから給食センターに提供し、調理くずや食べ残しが出た場合は、また堆肥にして畑に入れていくという環境に優しくこれからの時代にマッチする、循環型農業、そういったことへの1つの仕組みづくりになろうかと思っておりますが、この点の夢みたいな話なんですけれども、その辺についていかがでしょう。

教育長（濱田陽治君）

誠に議員のご指摘のとおりだと思います。これ、法の趣旨もありまして、食

品ロスの削減と二酸化炭素排出抑制という点もあります。

学校給食の残食を堆肥として農家に提供し、収穫した作物をまた食材として活用するというご提案につきましては、そもそもの残食を減らす取り組みに努めた上でさらに目指すべき方向性であると考えております。

ただし、これ実際にいろいろ考えたんですけど、どれだけ費用がかかるかと、それからどこでどうやってやるのかという仕組み、こういった問題について課題がありまして、今のところ実現の見通しはついておりません。

本当、草の根的にやるかなということも考えるんですけど、ご趣旨につきましては十分理解し賛同しておりますので、かなりハードルは高いと思いますが、今後可能性がないものかと模索をしてみたいと思います。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

現状は無理でも今後、可能性を探っていくっていうようなお話いただきましてありがとうございます。私もそういったことに関しまして、いろいろとお勉強もしていきたいと思っておりますので、また今後お力添えいただけたらなと思います。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、議員番号4番、田村幸生の一般質問を終了します。誠実なご答弁ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で4番、田村幸生君の一般質問を終わります。

これで今定例会に通告がありました、すべての一般質問を終了します。

日程第2、常任委員会審査報告についてを議題とします。

総務文教常任委員長の報告を願ひます。

総務文教常任委員長（齋藤光君）

それでは、総務文教常任委員会審査報告をさせていただきます。

令和6年12月10日、佐川町議会議長、松浦隆起様。

総務文教常任委員長齋藤光、総務文教常任委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおりに決定したので、佐川町議会会議規則第77条の規定により報告します。

受理番号1、付託年月日令和6年12月6日、件名、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める陳情。

意見または審査結果、採択となります。

審査の内容としては、選択的夫婦別姓については委員会内では概ね理解を示す意見が多く、欧米から韓国まで世界的な姓名字の制度を比較したりと検討をいたしました。

またグローバルに世界で活躍するような人材にとっては、パスポートやビザの取得、旅券の取得などで、通称の使用拡大では限界があり、夫婦別姓制度は仕事上必要な事例などがありました。

デメリットとして挙げられるのは、夫婦別姓制度で結婚した場合、その子供の姓はどうなるのか。これは世界で見ても、いろいろな制度で運用がされており、制度運用の際は慎重な審議が必要であるとの意見もありました。

しかしながら全体的に、個人がどう生きるのか、どう活躍していくのかなど、現在の社会の傾向から見ても、選択的夫婦別姓に関しては総論は賛成であるという意見が多く、細かい各論には反対の要素もありましたが、そうした細かい制度内容を審議していくためにも、スタートラインに立って議論を進めていく必要があると結論が出ました。

結論の中ではまず、委員長としてこの場で採決を取るか、一旦継続審査にするのかとしました。

その結果、採決に進むが5人、継続審査が1人ということで、その場で採決を取ることにしました。

次にこの陳情意見書提出に賛成か反対かの採決に移り、結果、賛成5人、反対1人となり、採択となりました。

報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

以上で、委員長の報告を終わります。

受理番号1について、質疑を省略し、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、受理番号1、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める陳情は、採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議を12日の午前9時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時47分